

平成27年第2回(6月)三郷町議会
定例会・会議録(第1号)

招 集 年 月 日	平成27年6月5日																						
招 集 場 所	三郷町議会議場																						
開 会 (開 議)	平成27年6月5日 午前9時30分宣告(第1日目)																						
出 席 議 員	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">1番 神崎 静代</td> <td style="width:50%;">2番 久保 安正</td> </tr> <tr> <td>3番 南 真紀</td> <td>4番 兼平 雄二郎</td> </tr> <tr> <td>5番 先山 哲子</td> <td>6番 佐野 英史</td> </tr> <tr> <td>7番 木谷 慎一郎</td> <td>8番 辰己 圭一</td> </tr> <tr> <td>9番 山田 勝男</td> <td>10番 深木 健宏</td> </tr> <tr> <td>11番 高岡 進</td> <td>12番 下村 修</td> </tr> <tr> <td>13番 伊藤 勇二</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神崎 静代	2番 久保 安正	3番 南 真紀	4番 兼平 雄二郎	5番 先山 哲子	6番 佐野 英史	7番 木谷 慎一郎	8番 辰己 圭一	9番 山田 勝男	10番 深木 健宏	11番 高岡 進	12番 下村 修	13番 伊藤 勇二									
1番 神崎 静代	2番 久保 安正																						
3番 南 真紀	4番 兼平 雄二郎																						
5番 先山 哲子	6番 佐野 英史																						
7番 木谷 慎一郎	8番 辰己 圭一																						
9番 山田 勝男	10番 深木 健宏																						
11番 高岡 進	12番 下村 修																						
13番 伊藤 勇二																							
欠 席 議 員	なし																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">町 長</td> <td style="width:50%;">森 宏 範</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>梶 井 博 之</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>山 野 一 明</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>西 村 敦 司</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>水 道 部 長</td> <td>酒 田 昌 和</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>窪 順 司</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>清 水 信 義</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> </table>	町 長	森 宏 範	副 町 長	梶 井 博 之	教 育 長	山 野 一 明	総 務 部 長	池 田 朝 博	環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司	健 康 福 祉 部 長	大 西 孝 浩	水 道 部 長	酒 田 昌 和	教 育 部 長	窪 順 司	会 計 管 理 者	清 水 信 義	総 務 課 長	渡 瀬 充 規	企 画 財 政 課 長	加 地 義 之
町 長	森 宏 範																						
副 町 長	梶 井 博 之																						
教 育 長	山 野 一 明																						
総 務 部 長	池 田 朝 博																						
環 境 整 備 部 長	西 村 敦 司																						
健 康 福 祉 部 長	大 西 孝 浩																						
水 道 部 長	酒 田 昌 和																						
教 育 部 長	窪 順 司																						
会 計 管 理 者	清 水 信 義																						
総 務 課 長	渡 瀬 充 規																						
企 画 財 政 課 長	加 地 義 之																						

行政委員	<p>教育委員会委員長 森川 征 浩</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>農業委員会副会長 岡 田 哲 夫</p> <p>選挙管理委員会委員長 岡 嶋 雅 司</p> <p>公平委員会委員長 藤 原 佑 二</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 大 内 美 香</p> <p>議会事務局長補佐 小 村 雄 一</p>
町長提出議案の題目	<p>承認第 6号 平成27年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について</p> <p>承認第 7号 平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について</p> <p>議案第32号 平成27年度三郷町一般会計補正予算(第1号)</p> <p>議案第33号 平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>議案第34号 三郷町介護保険条例の一部改正について</p> <p>議案第35号 三郷町立学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第36号 財産の取得について</p> <p>議案第37号 財産の取得について</p> <p>報告第 3号 平成26年度繰越明許費繰越計算書について</p> <p>報告第 4号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について</p>
議員提出議案の題目	<p>発議第 1号 憲法9条をこわす「戦争法案」の廃案を求める意見書</p> <p>発議第 2号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 3番 南 真 紀 4番 兼 平 雄二郎

平成 27 年 第 2 回 (6 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 27 年 6 月 5 日
午 前 9 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 6 号 平成 27 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)の専決処分について
- 第 4 承認第 7 号 平成 27 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)の専決処分について
- 第 5 議案第 32 号 平成 27 年度三郷町一般会計補正予算(第 1 号)
- 第 6 議案第 33 号 平成 27 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 7 議案第 34 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 第 8 議案第 35 号 三郷町立学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 36 号 財産の取得について
- 第 10 議案第 37 号 財産の取得について
- 第 11 報告第 3 号 平成 26 年度繰越明許費繰越計算書について
- 第 12 報告第 4 号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- 第 13 提案理由の説明
- 第 14 発議第 1 号 憲法 9 条をこわす「戦争法案」の廃案を求める意見書
- 第 15 発議第 2 号 「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書
- 第 16 一般質問

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより、平成 2 7 年第 2 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（伊藤勇二） 町長から招集の挨拶がございました。森町長。

町長（森 宏範）(登壇) 皆さん、おはようございます。本日、三郷町告示第 2 5 号によりまして、平成 2 7 年第 2 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、承認案件 2 件、議決案件 6 件、報告案件 2 件の計 1 0 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（伊藤勇二） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、3 番、南 真紀議員、4 番、兼平雄二郎議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（伊藤勇二） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 1 2 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 6 月 1 2 日までの 8 日間に決定しました。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 次に、日程第 3、「承認第 6 号、平成 2 7 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)の専決処分について」から日程第 1 2、「報

告第4号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

日程第 3 承認第 6号 平成27年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

日程第 4 承認第 7号 平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

日程第 5 議案第32号 平成27年度三郷町一般会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第33号 平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 7 議案第34号 三郷町介護保険条例の一部改正について

日程第 8 議案第35号 三郷町立学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第36号 財産の取得について

日程第10 議案第37号 財産の取得について

日程第11 報告第 3号 平成26年度繰越明許費繰越計算書について

日程第12 報告第 4号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（伊藤勇二） 日程第13、ただいまの朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「承認第6号、平成27年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について」であります。

本会計におきまして、平成26年度の収支に赤字が生じたことから、平成27年度において繰上充用の措置を行うため、本年5月31日付をもって専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、当初予算に2億5,175万9,000円を追加し、補正後の予算総額を2億7,820万3,000円としたもので、歳出では前年度繰上充用金で、歳入では諸収入で、同額をそれぞれ計上したものであります。

次に、「承認第7号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について」であります。

本会計におきまして、平成26年度の収支に赤字が生じたことから、平成27年度において繰上充用の処置を行うため、本年5月31日付をもって専決処分を行ったものであります。

内容といたしましては、当初予算に322万3,000円を追加し、補正後の予算総額を18億7,352万9,000円としたもので、歳出では、前年度繰上充用金で、歳入では基金繰入金で同額をそれぞれ計上したものであります。

次に、「議案第32号、平成27年度三郷町一般会計補正予算(第1号)」についてであります。

当初予算から1億2,993万3,000円を減額し、補正後の予算総額を76億3,706万7,000円とするものであります。

まず、歳出では、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業におきまして、当初予算では自治会活動に対する助成で2団体、自主防災組織に対する助成で2団体、消防団に対する助成1件を当センターに要望し予算を計上しておりましたが、今回、自治会活動に対する助成として1団体のみが採択され、それ以外の申請は不採択となったことから、総務費の自治振興費で250万円、消防費の非常備消防費で101万円、防災費で300万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、民生費では、後ほどご説明申し上げますが、介護保険事業特別会計の補正に伴う操出金といたしまして、老人福祉総務費で445万5,000円を増額するものであります。

次に、衛生費では、子宮頸がん予防ワクチンの接種によって、その副反応と思われる症状から治療・療養を要する方がおられます。そこで、安心して適切な医療が受けられるよう、該当される方に医療費及び医療手当を給付するため、予防費で64万8,000円を計上するものであります。また、一定の年齢を迎えられた方を対象に、がん検診を勧奨するとともに、未受診の方へ再度勧奨を実施することでがん検診の受診を促進する新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を実施するため、老人保健費で131万2,000円を計上するものであります。

次に、農林業費では震災対策農業水利施設整備事業として震災に備え、ため池

に特化したハザードマップを作成し、点検等を行う予算を計上しておりましたが、本事業に対する国庫補助金が当初の見込みから大幅な減となり、事業の大半を次年度以降に延伸せざるを得なくなりました。このことから、農業振興費で1,000万円を減額するものであります。

次に、土木費におきましても、国庫補助金であります社会資本整備総合交付金が当初の見込みから大幅な減となり事業計画を大幅に変更することとなったことから、道路橋梁費で1億1,656万2,000円を、交通安全施設費で300万円を、都市計画総務費で272万5,000円を、それぞれ減額するものであります。

次に、教育費では、三郷小学校放課後児童クラブの定員増加に伴い、新たに使用する教室に空調設備を設置するため、放課後児童クラブ費で120万円を計上するものであります。

また、給食センターでは、これまでも食育や地産地消に積極的に取り組んできたところでありますが、奈良県におきましても県内産の農産物を給食材料に使用する場合、一定の補助が交付されています。そこで、本制度を活用し、これまで以上に地産地消を推進するため、また、新給食センターの従業員が検食も兼ねて給食を利用することから、給食材料費の増加分として給食センター運営費で124万9,000円を増額するものであります。

一方、歳入では、後ほど説明いたします介護保険事業特別会計の補正に伴い、低所得者の保険料軽減分として国庫負担金で222万7,000円を、県負担金で111万3,000円をそれぞれ計上するものであります。

また、歳出で説明いたしました新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施に伴い、国庫補助金で63万2,000円を、学校給食地産地消促進事業に伴う県補助金で63万2,000円を、新給食センター従事者の給食材料費として雑入で61万7,000円をそれぞれ計上するものであります。

一方、補助申請に対する内示額の減額に伴い、国庫補助金で9,262万円を県補助金で68万1,000円を、町債で3,440万円を、加えてコミュニティ事業助成金として雑入で650万円をそれぞれ減額するとともに、財政調整基金繰入金を95万3,000円、減額することで収支を合わせるものであります。

次に、「議案第33号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

本年4月10日付で公布、施行されました介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に基づきまして、第1号被保険者のうち、特に所得が低い方への保険料の軽減措置を行うこととなりました。これに伴い、歳入におきまして介護保険料で445万5,000円を減額する一方、一般会計繰入金で同額を増額するものであります。

続きまして、「議案第34号、三郷町介護保険条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、先ほど補正予算において説明いたしましたとおり、第1号被保険者のうち、特に所得が低い方を対象に保険料の軽減措置を行うものであります。内容といたしましては、この政令の規定により軽減の対象となる保険料区分について、保険料基準額に対する自己負担割合が現行の0.5から0.45に軽減されたことから、本町におきましても保険料を現行の3万1,500円から2万8,350円に軽減するため所要の改正を行うものであります。

また、この保険料の軽減措置については、消費税率の10%への引き上げによる増税分が公費として投入される予定でありましたが、引き上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、平成27年度及び28年度において部分的に実施するものであります。

なお、本改正については、関係法令が本年4月10日に公布、施行されたことから公布の日から施行し、平成27年度及び28年度分の保険料について適用するものであります。

続きまして、「議案第35号、三郷町立学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましては、学校給食センターの建て替えに伴い行うものであります。議員各位もご承知のとおり、本町の学校給食センターは、昭和53年4月の運用開始から37年が経過し、施設の老朽化が激しいことから、安全・安心でおいしい学校給食を提供し、また、防災拠点としての機能を有する施設として新たに建て替えを行いました。これに伴い、現在の学校給食センターの運用が本年7月末日で終了し、8月1日から新給食センターの運用を開始することから、本施設の所在地を変更するため所要の改正を行うもので、本年8月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第36号及び議案第37号、財産の所得について」につつま

しては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

両議案につきましては、新学校給食センターの運用開始に伴い、お箸、皿、おわん等の食器等と食缶、かご等の給食用備品を新たに購入するものであります。食器等については一般に広く使用されて割れにくく、汚れにくい素材のポリエチレンナフタレート性樹脂を原料としたPEN食器を新たに導入するものであります。また、食缶、かご等については給食の配送時間を短縮し、より安全で、安心な給食を提供するため、その形状や組み合わせを考慮したものを新たに購入するものであります。

今回、いずれも7社の指名競争入札の結果、大和郡山市今国府町6の3、株式会社中西製作所奈良営業所、所長、表川知史を契約の相手方とし、食器等は、消費税を含め1,242万円で、食缶、かご等は消費税を含め680万4,000円で、それぞれ財産購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、「報告第3号、平成26年度繰越明許費繰越計算書について」であります。

まず、平成26年度一般会計補正予算に定める繰越明許費といたしまして、総務費で番号制度システム改修業務、地域消費喚起・生活支援型事業、地域創生先行型事業、農林業費で地域経済循環創造事業、消防費で都市防災総合推進事業の計5事業で、総額1億8,973万6,000円を翌年度へ繰り越したものであります。

また、下水道事業特別会計におきましても、流域下水道事業で45万8,000円を本年3月31日付で翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

あわせて、平成26年度水道事業会計予算におきましても、水質改善下水道事業に伴う排水管布設替工事におきまして、関連工事の進捗に合わせるため、建設改良費で2,400万円を本年3月31日付で翌年度に繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

最後に、「報告第4号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」であります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分した2件の損害賠償の額の決定について報告するものであります。

まず1件目は、昨年6月13日に発生した公用車と自転車の接触事故に係る損害賠償で、対人・対物合わせて67万336円の賠償金を支払うことで示談が成立したものであります。

2件目は、本年1月20日に発生した公用車と乗用車の接触事故に係る損害賠償で、対物賠償16万189円を支払うことで示談が成立したものであります。

なお、賠償金については、いずれも全額、全国自治協会自動車損害共済の共済金により補填されております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議いただき、承認、可決賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 日程第14、「発議第1号、憲法9条をこわす『戦争法案』の廃案を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第1号、平成27年6月5日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

憲法9条をこわす「戦争法案」の廃案を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 久保安正。賛成者 神崎静代、南 真紀。

安倍政権は、今国会に、国際平和支援法、平和安全法制整備法の2本の法案を提出し、審議が行われている。

この法案は、「平和」や「安全」の名がついているが、実体は、いつでも、どこでも、どんな戦争にもあらゆる形でアメリカの戦争に自衛隊が加担することを可能にし、日本が直接攻撃されなくても平時から集団的自衛権の行使にいたるまで、あらゆる事態でアメリカ軍を支援する「戦争法案」にほかならない。自衛隊が地球規模で戦闘の場に行き、武器を使用し、「殺し、殺される」ことがまさに現実になる。

また、歴代の自民政権でさえ憲法上できないとしてきたことを踏み越え、さらに国民や国会にはかる前にアメリカ政府と「夏までに成立」させることを約束し、アメリカ軍と自衛隊の戦争分担（日米軍事ガイドライン改定）まで決めるなど、アメリカいいなりの姿勢も極めて異常である。

戦後70年間の国民の平和への願いを踏みにじり、アジアと世界に不戦を誓っ

た憲法 9 条をこわし、「戦争する国」へと戦後日本の歩みを 180 度転換させる暴挙に断固として抗議する。

最近のどの世論調査でも「戦争法案」に反対が多数である。よって当町議会は、政府と国会に対し、憲法 9 条を守り、国際平和支援法案、平和安全法制整備法案を廃案にするよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2015 年 6 月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長(伊藤勇二) ただいま朗読の発議第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

久保安正議員。

2 番(久保安正)(登壇) 憲法 9 条をこわす「戦争法案」の廃案を求める意見書についての提案理由を述べます。

日本国憲法 9 条は、次のようにうたっております。第 1 項、日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。第 2 項、前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。憲法 9 条であります。

今、国会に国際平和支援法と平和安全法制整備法、いわゆる一括法が提出をされ、審議をされております。一括法のうちの重要影響事態法と国際平和支援法の二つの法案では、戦争中のアメリカ軍等への後方支援について定めようとしておりますが、これまでと何が変わるのか。これまでのアフガン戦争やイラク戦争の際の自衛隊派兵の特別措置法では、いずれも自衛隊の活動場所は非戦闘地域に限定されておりました。非戦闘地域とは、第 1 に、現に戦闘行為が行われていない、第 2 に、活動期間を通じて戦闘行為が行われない。この二つの条件を満たす地域とされておりました。それが、今回の 2 法案では、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとするという第 1 の条件だけとなり、第 2 の条件であった活動期間を通じて戦闘行為が行われないという文案、条件は削除されております。さらに、捜索・救助活動については、この限りではない。このように述べて、第 1 の条件の適用すら除外をしております。

今は戦闘行為が行われていないが、行われる可能性のある場所や戦闘行為が行われている場所まで自衛隊が行くということは相手から攻撃される可能性が大きくなります。そのことについて、安倍首相は国会審議の中で、攻撃される可能性が絶対にはないわけではない。このように認めております。そして、攻撃に対しては、安倍首相は自己保存型の武器の使用になると、このように述べて武器を使用するの反撃についても認めております。これは、憲法9条の武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する、これに違反するのではないのでしょうか。

次に、一括法のうちPKO法（国連平和維持活動法）の改定についてです。

改定される主な点は、1つは、PKO（国連平和維持活動）と関係のない国連が統括しない活動、被国連統括型活動にも自衛隊が参加可能となります。2点目は、新たに安全確保業務、これは治安維持活動のことですが、この安全確保業務、それと駆けつけ警護の活動が、業務が追加をされます。3点目は、その任務遂行のための武器使用も認められると。この3点であります。

アフガンに展開した国際治安支援部隊（ISAF）のような活動に自衛隊を派兵し、治安維持活動などに取り組むことが可能となることについて、安倍首相は国会審議の中で、掃討作戦をするような活動はできないと述べるだけで、参加そのものについては否定をしませんでした。ドイツは、軍の活動を自国の防衛のみとしていた憲法とも言える基本法の解釈を変えてISAFに参加をいたしました。そして、140人を超えるアフガン市民を誤爆や誤射で殺害し、35人のドイツ軍兵士が自爆テロや銃撃戦で犠牲となりました。このことは、自衛隊員も殺し、殺される戦闘を行うことになる危険性が格段に大きくなることを示しております。国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇と武力の行使を永久に放棄し、国の交戦権を認めない、このようにうたっている憲法9条に違反する戦争法案であることは明白であります。

続いて、一括法のうち、武力攻撃事態法の改定で、存立危機事態には集団的自衛権の行使が可能になることです。これまでの歴代自民党政権の憲法9条についての見解は、日本への直接の武力攻撃に反撃する個別的自衛権は認められており、従って、必要最小限の実力組織としての自衛隊は合憲である、しかし、集団的自衛権は憲法上認められないと、これが歴代自民党政権の憲法9条に対する見解でありました。このことは皆さんもご承知のことと思います。にもかかわらず、安

倍政権はこれを踏み越えて、憲法9条違反の集団的自衛権を行使する、このように言っているのであります。

集団的自衛権を一緒になって行使することになるアメリカですが、アメリカは、先制攻撃戦略を一貫してとっている国であります。これまでに1983年のグレナダ侵略、1986年のリビアの空爆、1989年のパナマ侵略などの先制攻撃を行い、それらについて国連総会にアメリカに対する非難決議が提出されましたが、日本政府はこれらのいずれについても棄権、反対に回りました。さらに、アメリカによる1964年のトンキン湾事件という捏造で始まったベトナム戦争、大量破壊兵器の保有という捏造で行われた2003年のイラク戦争について、日本政府はアメリカを無条件に支持し、アメリカによる捏造であったことが明らかになったあとも何らの反省も検証もしておりません。歴史的にアメリカの言いなりである日本政府に集団的自衛権を行使してもいいですよというお墨つきを与えらば、アメリカが行った無法な先制攻撃戦争やベトナム戦争やイラク戦争のような間違った戦争に日本政府は今後一緒になって参戦する危険性が格段に大きくなることは誰が考えても明らかだと思います。日本が集団的自衛権を発動してアメリカとともに海外での戦争、武力の行使に踏み出すかもしれない。これが憲法9条に違反することも明白であります。

以上、今、国会で審議されている国際平和支援法と平和安全法制整備法が憲法9条に違反する戦争法案であることを述べました。この2法案は廃案にするしかありません。

最後に、昨日、衆議院の憲法審査会で立憲主義をテーマに憲法学者3人を招致して参考人質疑が行われました。そのことは今日、新聞等で報道されております。その中で、集団的自衛権行使を可能とする、先ほど述べたこの二つの法案について、3人がそれぞれ次のように意見を表明いたしました。

自民党推薦の早稲田大学の教授、長谷部恭男教授であります。長谷部さんは自民党推薦の参考人であります。集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だ。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかないし、法的安定性を大きく揺るがす、このように述べました。

2人目は、民主党推薦の慶応大学名誉教授の小林節さんであります。小林節さんが、憲法9条の改定論者であることは、皆さんこれもご承知のことと思います。その小林節さんは次のように述べました。憲法9条2項で軍隊と交戦権は与えら

れていない。憲法 9 条をそのままにして仲間を助けるために海外に戦争に行くというのは憲法 9 条、とりわけ 2 項違反だ。このように述べました。

3 人目は、維新の党の推薦で早稲田大学の教授の笹田栄司教授であります。笹田教授は、従来の政府の憲法解釈はガラス細工だが、ぎりぎりのところで保ってきている。今の定義ではそれを踏み越えてしまったので違憲だ。

このように今、国会で審議されている 2 法案について、いずれの憲法学者、自民党の推薦の憲法学者も、この 2 法案は憲法 9 条違反だと明白に言っております。

以上、意見書についての提案理由です。よろしく申し上げます。

〔議案朗読〕

議長（伊藤勇二） 続きます。日程第 15、「発議第 2 号、『国際平和支援法案』および『平和安全法制整備法案』の廃案を求める意見書」を議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。

発議第 2 号、平成 27 年 6 月 5 日、三郷町議会議長 伊藤勇二様。

「国際平和支援法案」および「平和安全法制整備法案」の廃案を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

提出者 兼平雄二郎。賛成者 先山哲子、佐野英史。

日本国憲法は、悲惨な戦争と専制政治への反省から、平和と民主主義を求める国民と世界の人々の強い願いによって生まれました。「戦争放棄」「戦力不保持」を定めた憲法 9 条のもと、日本は 70 年間にわたって戦争をせず、平和な生活を享受してきた世界に誇るべき稀有な国として、国内外の多くの人々から熱い支持を集めています。

安倍政権が、今国会に提出し、早期の成立を目指す「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」は、日本が世界に誇る憲法 9 条の解釈を大きく歪め、世界の人々からの信頼を勝ち得てきた基盤を根底から危うくするものです。

この度、安倍政権は、安全保障法制関連 11 法案を一括して閣議決定し、国会へ提出しました。これに先立ち、安倍首相はアメリカ上下両院議会での演説で「7 月までに制定する」ことを約束しました。国の命運を左右する重要な法案を短期間で制定することは、余りにも拙速で十分な審議を期待することはできません。国権の最高機関である国会での審議を軽んじる行為は、立憲主義を否定し、民主主義を根底から覆す暴挙と言わざるを得ません。

三郷町は、核兵器や戦争のない平和な世界を願って、昭和61年9月に、「非核平和都市宣言」を行い、毎年8月には平和堅持の意思を表明するイベントを開催しています。その基盤には、日本国憲法9条に明記された平和主義、「戦争をしない国」への誓いがあります。

今回、安倍政権が国会に提出した上記2法案は、昨年7月に閣議決定を強行した集団的自衛権行使容認を具体化するもので、自衛隊を「何時でも」「何処へでも」派遣でき、たとえ相手側から攻撃がなくとも先制攻撃をかけうる、という極めて危険な事態をはらんでいます。他国の戦争に加担することにより、自衛隊員（自国の若者）が「殺し、殺され」、無益な血が流されることがまさに現実になるのです。

憲法99条には、「公務員は、この憲法を擁護する義務を負ふ」と明記されており、歴代の自民党政権でさえ憲法上できないとしてきたことも否定し、安倍政権の恣意的な憲法解釈による集団的自衛権の行使容認、また、それを可能にする2法案の制定は、憲法に違反するものです。

よって、本町議会は、憲法9条を守り、「国際平和支援法」および「平和安全法制整備法」の法案を廃案にすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月、奈良県三郷町議会。

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長(伊藤勇二) ただいま朗読の発議第2号について、提案理由の説明を求めます。

兼平雄二郎議員。

4番(兼平雄二郎)(登壇) 私の説明は、発議1で説明されなかった観点からを、三郷町住民の強い思いを背景に訴えたいと思っております。

まず、二つの法案が、わざわざ平和という言葉を使用していることの矛盾です。武力行使と平和は言語としてはそぐわないし、過去の侵略戦争の時も東亜の、いわゆる東アジアの平和のための戦争、それとか、聖戦、正義の戦争と言って国家が国民をだまし、扇動し、歴史的教訓があります。戦争に平和と正義はあり得ません。

私が教師時代、毎年のように教えてきたこの「黒い雨」という300ページほ

どの小説があります。それには、いわゆる被爆して亡くなった人を戸板で運んできたりにして、その死体が山積みされている。その死体を物を投げるようにぽいぽいと焼いていく、そういう地獄のような光景がありました。その中で、こういう言葉があります。「戦争は嫌だ。勝ち負けはどちらでもいい。早く済みさえすればいい。いわゆる正義の戦争よりも不正義の平和のほうがいい」。また、続いて、「わしらは国家のない国に生まれたかったのう」。これはまさに人間の尊厳をあらわす言葉だと私は思っております。人としての叫びである。戦争中、坂口安吾のある小説では、「死体はその辺にごろごろ転がっていた。その中に明らかに爆弾でない、いわゆる自動車でひかれたような死体があった。それを平気な顔をしてみんな通り過ぎていっている」という、そういう場面もありました。それはまさに、今、どうでしょうか。そこに死体が転がっている、車でひかれておったら平気な顔をして通り過ぎるでしょうか。まさにそれは人間性が損なわれているわけです。それに対してこの「黒い雨」の叫びの言葉は人間尊厳の言葉と私は訴え続けてきましたし、今も訴えたいと思っております。

また、よく古典の中で「平家物語」という作品は、下品な作品だとも言われるときがあります。その真意はなぜかわかっていただけだと思いますが、戦いというものをテーマに真の人間の崇高さは描けない。文学というのは人間の崇高さ、人間を描くものですから、いわゆる戦いというものの中には、当然人間の崇高さは失われていくんだという意味で、学者によっては下品な文学だと言う方もいらっしゃると思います。いわゆる平和と戦争、それとか聖戦とか、正義の戦争はないのだということを、まずここで強調させていただきたいと思っております。

続きまして、三郷町は、非核平和都市宣言をしている点です。これは、議会での議決と同時に、三郷町住民の切なる願いと決意です。今この時点でも9条の会三郷を初めとする種々の組織で、また、多くの住民が憲法9条の平和主義の持続を願っています。

三つ目に、最後に、憲法99条ですが、憲法の第10章というのは、憲法は最高機関と規定しています。いわゆる97条、98条、99条。その中の99条には、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うとあります。まさに憲法を守ることは国民への施政者の義務であることを示しております。行を少し往復しますが、先ほど久保議員の説明の中で、安保法案は憲法違反だという、これは私のうちは毎日新聞

ですけど、憲法違反だということがこの局面で今出てきたことは、私は喜ばしいことだと思っています。まず、今の局面でこれが出てきた、今日からの国会審議、見ることができないので一応ビデオを撮ってありますが、どうぞ審議を十分お互いに見て、慎重にこの問題を三郷町議会として考えて結論を出していただきたいと思っています。

そして、これは少し付言しますが、私たちは今回のこの2法廃止法案に対して、この2法は最悪の法案だと思いますが、戦争法案という名をつけてはおりません。それはなぜかといいますと、発言とか論議の中での、そういう相手が冠した名前を勝手に変えるということは、これは戦争の法案じゃないかと許されるでしょうけども、私は文章というのは、たとえどんな文章であっても相手の書いたものを勝手に書きかえてするということは、やっぱり私は言語に携わる者として品位に落ちると考えております。だから、この2法案には徹底して反対です。反対だけでも、それを文章上書きかえるということはあえてしておりません。そのあたりご理解いただいて、皆様のご賛同を得られることをお願いしたいと思えます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（伊藤勇二） それでは、審議日程及び委員会付託については、先般の議会運営委員会において決定されておりますので、これを事務局に朗読させます。

議会事務局長補佐（小村雄一） 朗読いたします。（別紙87頁～90頁）

以上でございます。

議長（伊藤勇二） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開、10時45分とします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時44分

議長（伊藤勇二） 休憩を解き、再開します。

〔一般質問〕

議長（伊藤勇二） 日程第 16、一般質問を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第 55 条、同一議員につき、同一の議題について 3 回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第 56 条の規定により、質問、答弁合わせて原則 1 時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第 61 条第 3 項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力のもと、運営が円滑になされますよう、よろしく申し上げます。

なお、今定例会の一般質問において 2 件の関連質問があることを先般の議会運営委員会で決定しています。

まず 1 件目、通告順 1 番、神崎静代議員の質問、2 問目のごみ分別方法の変更についての住民説明会をと、通告順 4 番、先山哲子議員の 2 問目のごみ分別について。

続いて 2 件目、通告順 6 番、佐野英史議員の 3 問目、町制 50 年に向けてと、通告順 7 番、辰己圭一議員の 2 問目、町制 50 周年についてが関連とすることに決定しています。

よって、議会運営の申し合わせのとおり、神崎議員の一般質問終了後、先山議員の関連する質問は 2 回までとし、また、佐野議員の一般質問終了後、辰己議員の関連する質問は 2 回までとします。

質問時間は、合わせて原則 1 時間以内とします。

それでは、1 番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1 番（神崎静代）（登壇） それでは、まず、1 問目です。

小・中学校の普通教室の室内温度の調査をということで質問いたします。

地球温暖化の影響もあって、近年は夏の気温が 35 度を超える日がたびたびあります。児童・生徒の保護者から、普通教室にエアコン設置を求める声が上がっております。文部科学省の学校環境衛生の基準によりますと、教室内の最も望ましい温度は、冬場は 18 度から 20 度、夏場は 25 度から 28 度であると定められています。昨年の 9 月議会で佐々木議員が一般質問をした際に、小・中学校の気温をはかったことがあるのかを質問されましたが、答えははかったことがないということでした。文部科学省の学校環境衛生の基準に照らしてみても、エアコンが必要かどうか、検討するためにまず温度をはかって、教室の環境について調査

すべきだと考えますが、町の考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 神崎議員さんの1問目のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回のご質問の内容につきましては、今、述べていただきましたように、平成26年第3回9月議会におきまして、当時の佐々木議員より同様のご質問をいただいております。回答は重複するところもございますが、よろしく願いいたします。

ご指摘のとおり、地球温暖化により、近年は夏の気温が35度を超える日は珍しくありません。本町では、昨今の暑さ対策として平成21年度に地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、小・中学校全ての普通教室に各部屋2台の扇風機を設置いたしました。また、近隣町の状況を見てみますと、王寺町、河合町、上牧町、斑鳩町、安堵町の各町では、本町同様扇風機による夏場の暑さ対策を講じているところでございます。一方、平群町では3校の小学校があるものの、平群小学校のみが全ての普通教室にエアコンを設置されています。ご質問の普通教室にエアコンが必要かどうかでございますが、普通教室の室温調査の実施につきましては、平成29年度着工予定の三郷中学校建替工事の際、エアコン設備の設置に関する重要なデータとなることから、本町におきましても小・中学校の普通教室において室温調査を実施する計画をしております。

具体的には、本年、夏休みを除く6月中旬から9月下旬にかけて予定しており、調査箇所が偏らないよう、各階の両端及び中間から3カ所の教室を選択し、1日のうち午前、正午、午後と3回程度の質問調査を予定しておるものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 回答はいいですね。はい、1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、2問目の質問に移ります。

ごみ分別方法の変更についての住民説明会をということです。

4月から、廃プラスチック、古紙、古布類の分別収集が始まりました。3月の広報と一緒にごみカレンダーが配布された当初は、ごみカレンダーだけを1枚配布し、何の説明もないので分別の仕方がわかりにくいという声があり、3月議会

の委員会で取り上げましたところ、自治会を通じて回覧板を回したり、町の広報、4月号、5月号で分別の仕方については説明がされました。しかし、その後も分別の仕方だけではなく、なぜ廃プラを分別するのか、分別された廃プラは、どこで、どのように処理されていくのかなど、聞きたいことがいろいろあるので、説明会をしてほしいという声がたくさんの方から寄せられました。ごみ行政の円滑な運営やごみの減量には、行政と住民の協働、住民一人一人の取り組みが欠かせません。自治体の仕事は、住民参加のもと、ごみの総排出量、とりわけ燃やすごみをいかに減らすかを基本にごみの徹底した減量化計画を立て、実行することにあります。

一方、住民の側にとっても、自分たちの出しているごみの実態について正確な知識を持つことが出発点になります。住民からすれば、町がこの4月からこういう分別方法で収集をしますといきなり提起し、十分な説明もなく実施されているということに今のところはなっているわけです。住民は自分たちが出しているごみの実態やどう処理されているのか、町がどのような計画を持っているのかなどの情報をきちんと得ることでごみ問題への関心を高め、ごみ減量化に積極的に取り組もうという気持ちになります。説明会を開いて住民の疑問に答えることでごみを出す住民とごみを処理する町との信頼関係、協力関係ができてごみの減量化が促進できると私は思っておりますが、町の考えはいかがでしょうか。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 神崎議員の2問目のお答えいたします。

最初に、本年4月から始めました廃プラスチック、古紙、古布類の分別収集について、準備不足から来る事前の説明不足で、自治会を初め住民の方々には大変なご迷惑をおかけいたしました。この場をおかりいたしましておわび申し上げます。誠に申しわけございませんでした。

さて、分別された廃プラスチックはどこで、どのように処理をされているのかということですが、回収したものは全て清掃センターで一旦食用油やシャンプー、洗剤などの容器類に代表される硬質なものと、菓子類や卵の容器などに代表される軟質なもの、やわらかいもの、また、色つきトレーやカップ麺の容器、ビニール等に、汚れのあるものを取り除いたり、貼付されたバーコード等の紙類を切り取ったりしながら選別しております。その後、再生業者に無償で引き渡し、処理施設においてプラスチック再生原料やRPFという固形燃料に加工さ

れているところでございます。

また、古紙、古布類であります。廃プラスチックと同様、清掃センターにおきまして新聞、一般紙、雑誌、ダンボール、布類に選別し、それぞれ有価物として再生業者に引き渡し、古紙類は主にトイレットペーパーやダンボールに、古布類は主に繊維会社で溶解の上、再度繊維製品として再利用されているところです。

次に、これらのものを分別する理由でございますが、平成2年度から運用を開始している現在の施設は既に25年が経過しており、経費面の問題と建て替えが非常に困難な状況で、施設の長寿命化は避けて通れない課題となっております。このような中、循環型社会の形成を念頭に、焼却ごみを減らし、再資源化への取り組みを進めているところでございます。

その第一歩といたしまして、平成24年度から剪定枝や刈草のチップ化、堆肥化等に取り組み、今年度にはペレットストーブや町営浴場のボイラーで燃料として使用できる木質ペレットの製造にも着手いたしております。

また、平成25年度に策定した一般廃棄物、ごみ処理基本計画におきまして、可燃ごみの組成、種類を分析した結果、紙・布類が約47%、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類が約16%と、これらのごみで60%以上を占めているという結果が得られておりました。このことに着目し、今回、再生可能な資源ごみである廃プラスチック、古紙、古布類の分別収集が早期に取り組むべき課題であると判断し、開始させていただいたものでございます。

今後とも本処理計画に基づきまして、施設の長寿命化を進め、資源化を推進してまいりたいと考えております。そのためには、住民の方々のご協力なしで推進することはできません。改めまして、わかりやすくごみの分別方法や出し方についてご案内できるよう、また、収集体制や収集回数などの見直しを含め、現在検討しているところでございます。今後とも可能な限り再生できる資源を有効活用する方策や、これらに関する対する対策等を十分に検討し、早い段階で住民の方々に対し事前に周知し、スムーズにご協力いただけるよう、今回のことを反省材料として取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） いろいろと計画に沿っていろんな収集方法なども見直しをしたりしてやっていくということで、そのことについては早くから皆さんに周知

をしたいということでしたけれども、周知の方法について、1つは説明会を持つということもあると思うので、私のほうは説明会をということで質問させていただきましたが、その件についてはちょっとなかったと思うので、その点についてちょっとお答え願えますでしょうか。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 失礼します。

神崎議員の再質問にお答えします。

説明会はどうなんだというご質問だったと思います。それにかわるものといまして、全世帯を対象にごみの出し方、また分別の仕方を詳しく冊子のようなもので保存版形式として作成するように、今、準備段階に入っております。でき次第住民さんに、全住民さんに目が通していただけるような、そんな方法としてそれがふさわしいのではないかなと、このように思っております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再々質問を許します。

1番（神崎静代）（登壇） わかりやすい冊子を作成して皆さんにお配りするということができたけれども、その冊子を読みましても、また疑問とか、そういうことが出てくるかもしれません。例えば福祉ふれあい出前講座のような、そういう町民の方が主催者になって、町職員が出向いて行ってそういう説明をすとかいうような制度が福祉のほうではあるんですけども、そういった形でできないかなということも思います。十数年前だったと思うんですけども、前に1回、廃プラスチックを分別収集していた時期があるんですけども、そのとき、私の住んでいる夕陽ヶ丘の住民の方が説明会をしてほしいということで、住民の方が中心になって、その当時の清掃センターのほうへお願いをして、東部自治会館のほうで説明会というんですか、そういうのを開かれたことがあります。かなりの、自治会総会よりもすごい人が集まったと言われてたぐらい、たくさんの方が、関心が高かったのか、集まったことがありますので、要望があれば、やっぱりそういう形ででも住民の皆さんに説明をしていただきたいなと思いますけれども、そういう形でのことは可能でしょうか。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 失礼します。

神崎議員さんの再々質問にお答えします。

ご提案いただいた方法で対応できるように検討してまいりたいと思います。ただ、収集体制は班編制を組んでやっておりますし、資源物の再資源化に向けた取り組みで非常に職員自体が時間を費やしている状況です。いろいろと調整させていただいたり、お願いすることもあるかと思いますので、その節はご協力のほう、よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 1番、神崎静代議員の質問は終了しました。

続きまして、関連質問として5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の関連質問に入らせていただきます。

半分は、今、神崎議員の質問に答えていただいたようです。近隣の自治体では早くから分別、たくさんの分別、ごみ分別に取り組んでおりました。三郷はちょっと遅くなったぐらいですが、それにしてもエコに、要は有限資源活用のため、また、可燃ごみを減らして焼却炉の延命にもつながるということで、この点では評価をしたいと思います。それと、有償、無償の点でも無償ということでありましたが、とにかく何事にも新しく取り組むこと、特に今回、私、廃プラスチックごみについてだけお聞きいたします。

廃プラスチックは、毎日たくさん出るわけですね。私たち主婦はひしひしと今回のごみ分別で感じました。部長のほうは、可燃ごみが随分減って、6割ぐらい減ったということですけど、私の周りとか私は、7割は廃プラでした。生ごみがほとんど少なくなりました。これ、もっと早く取り組むべきかなとは思いましたけれど。

それで、こういった取り組み、特に廃プラはややこしいですから、1年前に、この4月から実施するのであれば1年前に周知を促すためにあらゆる手段、たくさんあるわけですね。広報の掲載、また、自治会への依頼、また、こういったリーフを配布。準備が1年前にすべきだったのではないかなと思います。部長が謝られたのでこれ以上は言いませんが。最初はこれで大ざっぱで、本当にわかりません。こういったことが、町のほうにたくさん質問が来たと思います。清掃センターのほうにもたくさん来たみたいです。清掃センターに、私もちょっと文句を言いに行ったんですが、後日、また全世帯にこういったものを配るということでしたので、これで随分わかりました。

それでもまだ、これだけではまだ不十分なところがたくさんあるんです。神崎

議員がおっしゃるように、住民説明会、何かの折に出向くのも結構です。効果はありますけど、ほとんど来られません。それよりも全世帯に周知に行く方法をされるほうが効果は十分です。これなんか、皆さんこれでよくわかったとおっしゃいました。最初これだけのときに、どういった内容の質問があったのか。大ざっぱで結構です。私のところにもたくさん来ました。歩いていると質問攻めでした。どういった質問があったのか、ちょっとだけ、大ざっぱで結構ですが、お聞かせいただきたいと思います。まず、それをお聞きいたします。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 失礼します。

先山議員のご質問にお答えします。

廃プラスチックの分別収集を開始した後、どういった内容の問い合わせがあったのかというご質問であろうかと思えます。

数多くいただいておりますご要望やご意見といたしましては、可燃ごみに含まれる大半が廃プラスチックである。収集回数をもっと増やしてほしい。4月の回覧で回っていた分け方、出し方の内容ではわかりにくいので、もっとわかりやすい内容で戸別に配布してほしい。高齢者や障害をお持ちの方には廃プラスチック類の分別方法がわかりにくい。このようなご意見を多々いただいております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） それでは、これを配布してからは多分少なくなったと思うんですよ。よくわかったと。また、よその自治体から転居される方もたくさんおられます。分別方法は町によってまちまちです。だから、機会あるごとに広報とか、時々掲載、この分別ごみに対して掲載していただきたいと思えます。

それと、カップラーメンは、白色トレーの割れるものは資源ごみで、色つきは廃プラなんですけれど、白色でもパリッと割れる、ラーメンですね。皆さんよく食べてられると思いますが、あれは再生できないんですね、資源のほうには。油物は、再生するということは基本的にはきれいなものが基本です。それで、油物は多分できにくいと思うんですよ。プラスチックのものとか硬質のものっておっしゃってましたけど、廃プラの中でね。洗ってもとれないものは可燃ごみに出してくれと書いてますけれど、当然洗う前からわかっているのがあるんですね。流しできれいにして、例えば、シャンプーの中身をきれいに廃プラに出すために洗

う、油物の瓶、また、そういったポリ系のものを洗う。そうすると、川を汚すわけですね。川の汚染は家庭が原因、80%原因と言われております。廃プラの資源ごみに出すために川を汚して洗って出すのか、その辺が矛盾があるわけなんです。当然、油物とか汚れのひどいものなんか、カップラーメンもちょっと調べてください。これは多分再生できるかどうか。キノコもだめなんです。キノコの入っている、フィルムが入っているのも。そういったもの、最初から当然洗っても無理、汚れのひどいもの、油系とか、そういったものは最初から川を汚す原因になりますから、洗わないで、もともと可燃ごみに持っていくように、ちょっとこれもあわせて呼びかけのときにわかるように表示していただきたいなと思います。これは可能でしょうか。

それと、先ほど部長がおっしゃったように、生ごみは私たちは3割になりました、今までの。廃プラが毎日出るわけですね。小さい字でマークが出てるのはわかりますけれど、大体わかってきました。薬のシートも廃プラです、ほとんどね。わからないのがあるんですね。何も表示してないもの。そういったものの区別、例えばサランラップはどうなのか。中ですよ。それとか、シールとか、紙がぺたぺたと張りついているのがありますね。めくって出そうと思うんですけど、剥がし切れない。剥げないのがあるんです。それは清掃センターでわざわざ人的にはさみで切ってその分は外しているということなんです、そしたら、町で、全町からばーっと清掃センターに集まると、すごい量になるわけですね。各家庭で呼びかけたら、我がうちのごみなんか、手間であっても家で切れればしたものですわ。でしたら、できるだけそういうことを呼びかけ、切って出してくれ。紙が剥がれないものとか、そういったこともまた手間が、清掃センターの手間が省けます。人件費も浮きます。そういったこともあわせて今後掲載する場合、呼びかける場合は、そういうこともあわせて表示していただきたいと思います。

それと、生ごみは減って、廃プラがすごい量なんです、中にはおいのちょっとついているものもあるわけです。私なんかはすごい量なので、うちは夫婦2人だけでもすごい量です。家族の多いところは相当な量というのを聞いています。そしたらごみ、月に2回しかありませんので、ちょっとガレージの所、庭先に置くと、ネコとか何か、とにかくにおいもするということで、経費もかかるわけではありますが、週1回、廃プラは収集してもらえないかという意見が多かったです。これは可能かどうか、お答えください。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 失礼します。

先山議員の再々質問にお答えします。

いろんな住民さんからご意見をいただいています。このようにご意見をいただけるということは、ごみ問題に関心をお持ちいただいているからこそ受けとめなければならないと、このように思っています。これまで以上に親切、丁寧な説明が必要であると認識しております。

議員の質問にありました、洗っても無理なものはこうして出してくださいね、紙を切って出してくださいねというようなことにつきましては、神崎議員の答弁で申し上げましたとおり、ごみの分別、また、出し方、この冊子の中で分別が必要な理由であるとか、その出し方も含めて、そして各品目、どんな品目が廃プラに当たるんだよとか、再生資源のものに当たるんだよとか、燃えるごみに当たるんだよとかというような説明ができるような、そんな冊子を今計画しておりますので、その方向でご理解いただきたいなと思います。

そして、回数の方につきましては、当初申し上げましたように、ごみの出し方、分別の仕方の冊子をつくるのと同時に、収集体制も考えながら回数のほうも検討しているという答弁をさせていただきました。その方向で進んでおりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 1番、神崎静代議員の質問と、5番、先山哲子議員の関連質問は、以上をもって終結します。

2番、久保安正議員、一問一答方式で行います。

久保議員。

2番（久保安正）（登壇） スーパーヤオヒコの買い物客による県道信貴山線の車の渋滞と勢野北口駅前道路の放置自転車についての対策の強化ということで質問させていただきます。

スーパーヤオヒコですけれども、地域住民の買い物に大変役立っております。しかし、大売り出し開始日の土曜日の午前中など、駐車場に入るのを待っている車によって県道に渋滞がたびたび発生しております。それから、勢野北口駅前道路には、放置自転車禁止区域であるにもかかわらず、買い物客の自転車やバイクが常時と言っていいほどとめられております。町もこれまでに幾度もヤオヒコに対

策を求めてきたことは承知しておりますが、なかなか解消されておられません。町として対策の強化をはかる必要があると思っておりますが、いかがでしょう。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 久保議員の1問目にお答えいたします。2点のご質問をいただいたように思います。

まず1点目、県道信貴山線の渋滞についてでございます。

土曜日等に行われる売り出しによって信貴山方面行きの車線で、多いときには勢野跨線橋を越え、東信貴ヶ丘入口、さらには紀川医院付近まで渋滞が発生する場合もございます。スーパーとしても交通整理員を配置されていますが、地域住民の方々にとりましては安全性に対する不安や通行の不便を感じておられることは町としても認識しているところです。

先日、本件につきまして、駐車場確保の視点からの対策について県に相談をいたしました。大規模小売店舗立地法に抵触するようであれば、県からは是正指導は可能だが、本スーパーについては建物内の小売店舗面積が対象面積、これは1,000平米になりますが、超えていないため、指導は難しいということでした。

さらに、郡山土木事務所に対し、道路管理者の立場からの指導を申し入れたところ、警察と相談し、改善に向けアクションを起こす旨の回答をいただいているところでございます。

また、町からは、西和警察署にも相談しておりますが、先日、本店に出向き協議を行った際に、既に警察から渋滞に対する申し入れがなされている旨を伺ってまいりました。引き続き、警察、県と連携し、改善の要求を行ってまいります。

次に、以前より委員会でのご指摘を受けております買い物客による勢野北口駅前の自転車等の迷惑駐輪のご質問でございます。

これまで本スーパーへは幾度となく足を運び、改善を求めておりますが、解決できていない状況です。町としてもフェンス等に駐輪禁止区域の掲示を増やしたり、違法駐輪対策として全国的に成功事例が見られた利用者のモラルに訴えかける方法として地元の小学生の描いた啓発ポスターを路面に貼付するなど、昨年、秋に試みましたが効果があらわれていない実情です。

具体的な対策として、先日、本店での協議の場において、当該道路からスーパー敷地内の駐輪場へのアクセス方法や、買い物客に駐輪場まで誘導等を徹底して

いただく、このような方法を検討するように申し入れをしまいいりました。その結果を検証しつつにはなりますけども、現状の自転車等放置禁止区域での放置車両の撤去方法では、一時的な駐輪に対してなかなか求める結果が得られないのが現実でございます。即時撤去を取り入れるなど、厳しい対応も検討していかねばならないと、このように考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問、よろしいですか。

はい、1問目の質問は終了しました。

続きまして、2問目の質問に移ります。

2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 広報「さんごう」への海上自衛隊入隊者の紹介記事、「この国を守りたい」の掲載は適切かということで質問をさせていただきます。

行政情報の住民への提供媒体の一つとして広報「さんごう」が毎月発行され、住民生活に役立っております。ところが、5月号の広報ですけども、5月号の広報の4ページですけども、ここに海上自衛隊に入隊することになった町民の紹介記事が、自衛隊奈良地方協力本部長と一緒に町長を表敬訪問した際に撮影された写真を添えて、「この国を守りたい」というタイトルで掲載されました。広報5月号が発行された5月1日の時点では、安倍政権による集団的自衛権行使のための戦争立法が国会に提出され、これからの日本のあり方や自衛隊の活動などをめぐって国論を二分する議論がなされようとしていた時期でした。そのようなタイミングで海上自衛隊への入隊という1人の町民の公務員への就職をわざわざ広報に掲載する意図は何ですか。お答えをいただきたい。

また、私は、この記事は行政情報の提供を主とする広報への掲載は適切ではないというふうに思っておりますが、それについてのお考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、久保議員の2問目のご質問にお答えをしまいいりたいと思います。

ご質問の本年5月、広報「さんごう」の掲載記事についてでございますが、ご指摘の記事を広報紙に掲載した理由は、議員ご指摘のように、海上自衛隊に入隊されたからという考えからではなく、あくまでも町長に表敬訪問に来ていただいた住民の方をご紹介するという趣旨で掲載したというものでございます。これま

でも各種大会やコンクールへの出場参加、また、それぞれの結果報告などでさまざまな内容によりまして多くの町民の方々が町長を表敬訪問されることがございまして、その際、広報紙の掲載紙面の関係上もございしますが、でき得る限り掲載するようにこれまでも努めてきたところでございます。

そのような中、現在、国会において議論がなされております集団的自衛権の問題と今回の自衛隊入隊の表敬訪問とは直接関連するものではなく、また、内容もご本人の入隊へのきっかけや、本人の思い入れを記事とさせていただいたもので、集団的自衛権の賛否を誘引する関係など全く持たずに掲載したところでございます。

しかしながら、国全体で議論の渦中にあるこのタイミングでの広報紙の掲載にもう少し配慮が必要でなかったのかというご意見だと認識をしております。今後とも広報の掲載につきましては、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 町長に対する表敬訪問だったということで、これまでも広報にその記事が掲載されたことは、私も十分承知をしております。ただ、それは大体、例えばスポーツであるとか、文化であるとかということで、町民の皆さんが見ても、いわゆる違和感を感じない方々が表敬訪問されたときに出てたというふうに、大半はそうだったんだろうと思います。今、先ほど部長から答弁がありました。ちょっと歯切れの悪い答弁かと思えますけども、やはりこういう時期にこういう、先ほど申し上げましたけど、海上自衛隊に一、要するに公務員として就職するという、これはことであって、幾ら表敬訪問があったからといって、これを町民の皆さんに広報で、いわゆる周知をするというのか、そういう性質のものではなかろうと思います。なかなか答弁しづらいことはあるんでしょうけども、今後、十分に配慮をして掲載記事については検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょう。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 久保委員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、冒頭でも申し上げましたとおり、意図を持って掲載したものではないということ、また、タイミング的にも本当に適正であったのかというようなご意見もいただく時期であったというふうに認識をしております。このことから、冒

頭、先ほどもお答えを申し上げましたとおり、広報の掲載の記事の内容等々につきましては、十分に内部で検討した上で適切に、これが掲載して皆さんにお知らせすべき内容なのかということも含めて検討した上で対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

2番、久保安正議員の質問は、以上をもって終結します。

それでは、続きまして、3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） ありがとうございます。すみません。

坂道が多い信貴ヶ丘や城山台の住民から、買い物が本当に大変です。年もとってきていますし、ますます買い物が困難になっています。以前は信貴山下駅前にも店があったのに、今はそれもなくなってしまい、近くに店が欲しいです。現在は遠くの店へ行くために交通費もかかり大変です。近くに店をとという希望が無理なら、無料で連れていってもらえて、買い物をしたあとも送ってもらえるようにはならないでしょうか。買い物は自分の目で見て、手にとって選びたいし、何とか買い物しやすくないでしょうかという声がたくさんあります。これまでたびたび議論されていると思いますが、町のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいいたします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 南議員のご質問にお答えをしてまいりたいと思います。

まず初めに、信貴ヶ丘や城山台の近くに買い物ができるお店をとというご質問であろうかというふうに捉えておりますが、議員おっしゃるように、以前には信貴ヶ丘や城山台地区にお住まいの方が歩いて買い物に行くことのできる小売店がございました。しかしながら、店舗の大型化が進み、買い物にも自家用車をご利用して行かれるというようなことが多くなって、十分な駐車場が確保できない店舗等につきましては、それらが理由によってということで店舗を閉じられるというような経緯があり、その後は買い物のできる店舗が信貴ヶ丘や城山台地区にはないというのが現状でございます。

これまでも議員の方々や住民の方々からも近くに買い物ができるお店を何とかならないのか。このようなお声を聞きますが、信貴ヶ丘や城山台地区には駐車スペースを十分に確保できるような、そういう適切な場所というのがなかなか見当

たらないのが現状でございます。

また、行政が民間事業者を誘致するということになりましても、数々のハードルといたしますか、問題もあろうかというようなことを考えておりまして、新たな店舗の開設というのはなかなか難しいというのが現状であると考えております。

次に、無料で買い物に行ける方法はないのかとのご質問であろうかというふうに捉えておりますが、過去に議員の方々や住民の方々からご要望をいただく中で、町から奈良交通に多額の補助金を支出する形での町内循環バスを平成15年から運行したことがございました。しかしながら、運行開始当初から利用者がなかなか多くなり、その後も利用者の伸びがなく、場合によれば空気を運んでいるとやゆされるような表現もいただくようなこともございました。そこで、地域公共交通の抜本的な見直しと、本町の状況に最も適した新たな地域公共交通として、議員もご承知のとおり、予約制乗り合いタクシーの運行を開始させていただいたことは十分にご存知をいただいていると思っておりますが、先の抜本的な見直しに際しましての基本的な考え方の中には、将来にわたって持続可能な公共交通の確保、確立、これを重点に検討してまいりまして、利用者の方々にも一定の負担を公平に、平等に求めることによりまして将来にわたり持続可能な地域公共交通として存続できるようなシステムを考えたのが予約制乗り合いタクシーでございます。したがって、ご質問にいただきました公共交通の無料化ということに関しましては、その観点からは考えておりません。

では、買い物に出かけるのが困難な方々にどのような方法で買い物することが可能なんだというようなことになろうかと思っておりますけれども、その一例として、実際に店舗といたしますか、事業所で実施されている手法が何パターンかございますので、ここでご紹介を申し上げたいと思うのですが、まず、その代表的なものとして買い物代行サービスや戸別宅配サービス、これを実施している事業所さんがございます。

まず、買い物代行サービスと申しますのは、電話で発注した商品はその日のうちにご自宅へ届けていただけるというサービスで、極端な話、牛乳1本からでもご利用いただけるというようなことでもございました。

また、電話の注文ではなくて、ご本人が手にとって商品を見たいというようなこともおっしゃってましたが、店舗で買った商品が、例えばお年寄りの関係上、液体類であるとか、牛乳であるとか、大変重たいものがある場合、それを持って

かえるのが大変だというようなケースもあろうかと思うんですけども、このような場合に、お買い上げ商品の配達サービスというのを実施している事業所もありまして、こちらも、例えばお店で買われた商品はその日のうちにご自宅のほうへお届けをいただけるというようなサービスもあるというふうに聞いております。

また、これらとは別に、戸別宅配サービスというのを実施している事業所もございます。これは、あらかじめ商品案内カタログという冊子をご自宅に届くようでございます。その冊子の中から希望される商品を注文書等に明記をして、数量と品物の数を書いていただく。それを提示することによりまして、決まった曜日に指定場所、もしくは戸別のご自宅の所まで商品をお届けいただけるサービスを展開しているというような事業所もございます。

加えまして、先月末に、ちょっと新しい情報ですが、日本郵政さんが大手スーパーと買い物支援サービスの提携を行い、現在、都市部だけで試行されていくようですが、このサービスを順次全国展開に広げていきたいというようなことで考えておられるというような情報も入ってきているところでございます。

このほかにも車両を利用した簡易な移動スーパーのようなサービスを提供している小売店さんもあるようですが、生鮮食料品の冷蔵・冷凍の品質管理や品ぞろえにコストがかかり過ぎることから、あまり普及は進んでいないというような事例もあるようでございます。

いずれにいたしましても、本町では多様な地域公共交通がございます。それとあわせまして、先ほどご紹介申し上げました各種の事業所が展開をされています。各種サービスの組み合わせなどをうまくチョイスしていただくことによりまして、個々個人様に合った買い物をしていただけるのではないかとというふうに考えているところでございますので、これらの内容をフルに活用いただければというふうに考えるものでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

3番（南 真紀）（登壇） 近くに店舗がなく、食料を買うのも困難な買い物弱者と言われる住民の方々が、私たちが住んでいる信貴ヶ丘や隣の城山台などにもいらっしゃるということは、町も十分にわかっていると思っております。

答弁で、現状では新たな店舗の開設は難しいとのことですが、今後、新しい店舗が少しでも可能性が出てくることがあれば、そのときはぜひご尽力していただ

きますよう、よろしく願いいたします。

次に、無料で買い物に行ける方法については、無料ではないが、予約制乗り合いタクシーもあるので利用してほしいということですが、将来、国や県から地域公共交通に対しての新たな補助制度などができるようなことがあれば、予約制乗り合いタクシーの利用料の引き下げも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、買い物に出かける困難な方々に、ほかにどのような方法があるかということで、町の方も事業所に問い合わせをしていただき、買い物代行サービス、宅配サービスなどを設置している事業所があることを先ほど答弁いただきましてありがとうございました。私も予約制乗り合いタクシーの運行範囲である六つのスーパーなどに足を運びまして、そのうち三つの事業所が宅配サービスなどを設置していることがわかりました。

また、このようなサービスがあることについて地域住民の方々にお知らせすることについて信貴ヶ丘の自治会長さんにも相談に行っております。今後、また町のお力をおかりしなければならぬことが出てくるかもしれませんが、そのときはまたぜひよろしく願いしたいと思います。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長(池田朝博〔登壇〕) 南議員の再質問にお答えをしていきたいと思いますが、質問の中身が多岐にわたっておりますので、どこからお答えしようか、今ちょっと頭の中で迷っておりますが、まず、町内、信貴ヶ丘、城山台での、例えばお店を開設する動きがある場合に何か町でできることはと。町がそこに誘致というのはなかなか難しいだろうけども何かそういう事案があったときには町の協力もねというようなご意見、それからあと、一番最後のほうでおっしゃった、例えば各事業所が行っている配送サービスなり、そういう各、こんなサービスがあるよというようなことでそういう周知といいますか、ご案内といいますか、そういうことに関しても自治会等々から申し出があればご協力をというようなことであつたかというふうに私は捉えました。

両事業とも行政でございますので、先ほどの説明でありましたように、各サービスの実施事業所はこちらで把握をしておりますが、こういう公の場で個人商店名であるとか、そういうところはやはり差し控えないかんというのが我々の考えでございます。したがって、我々のできる範疇であれば、これは協力をさせてい

ただくことはやぶさかではございませんけども、やはりその辺は制限も一部かかるということもありますので、何もかもがご協力させていただけるかどうかというのは別でございますけども、可能な範囲でお手伝いはできるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

さて、真ん中でのご質問であったと思います。要は、今、路線バスに対して、それも自治体間をまたぐ、例えば複数の自治体をまたぐ運行をされる路線バスに関しての国・県への補助金がございます。そういう路線バスへの補助金が、例えば三郷町が運行しております予約制乗り合いタクシー、デマンド交通と呼ばれますが、そういうものにまで、例えば補助が出ないのか。また、出た場合には、その補助が出るんやったら料金を下げられないのかというご質問であったかというふうに捉えておりますので、その趣旨でお答えをしていきたいと思うんですが、本町が実施をしております予約制乗り合いタクシーと運行形態は異なるわけですけども、全国各地で同様の地域公共交通があちこちで運行されているというふうに聞いております。また、県内に目を向けまして見てみますと、田原本町さん、それと香芝市さん、この両自治体のほうで、ちょっと形態は若干違うところがございますけども、同じように似たような乗り合いタクシーを運行されております。このことから、路線バスに対する補助制度がございます関係上、毎年県に対しても、県予算に対する要望ということをさせていただく機会がございます関係上、三郷町から地域公共交通として運行しております乗り合いタクシーへの助成も検討願えないかということを昨年度から申し出ております。ただ、これに関しましては、まだいい県からのご返事はいただけてないということで、それとあわせて、路線バスというのは全国あちこち、また、県内でも山間部を含めての運行というのが主になっておるわけですけども、地域公共交通としてのデマンド運行というのはまだまだ事例が少ない関係上か、なかなかそこまで補助というのは認めていただきがたい状況にあるのかなというふうには思っております。したがって、まだ補助は受けれてない状態でございますので、また、先ほども申し上げましたように、一番基本となるのが持続可能なということで、この制度は引き続き続けていかないかと思っておりますので、やはりその辺は補助が出るまでもいいですか、要は、ご利用される皆様にご負担をいただくというのを原則にしてまいりたい。その一方で、県・国に対して、機会がございましたら、例えばバスと同じようにデマンド交通、乗り合いタクシーにも補助をしてほしいんだ。そうする

ことによって地域の公共交通が充足されるというようなことで、より一層アピールはしてまいりたいというふうに思っております。答えになっているかどうかわかりませんが、以上で回答とさせていただきます。

議長（伊藤勇二） よろしいですか。

3番、南 真紀議員の質問は、以上をもって終結します。

ここで、暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 0時58分

議長（伊藤勇二） それでは、休憩を解き、再開いたします。

それでは、5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の2問目の質問に入らせていただきます。

選挙の投票率についてでございますが、今年は全国統一地方選挙の年であり、当町では町議会選挙も執行されましたので、都合、合わせて4月には2回の選挙がありました。知事・県議選は、全国的にも最低の投票率を更新したことはご存知のとおりでございます。また、26日投開票の町議選は、住民にとっては生活にかかわる一番身近な選挙にもかかわらず、投票率は全国64.3%に対し、三郷町では50.83%という投票率でございました。よほどのやむにやまれぬ理由がない限り、国民、住民は、やはり選挙には行くべきと考えております。特にこの近隣の町におきまして、三郷町は最下位でございます、投票率が。この現状、投票率の低さに関しまして、これは町にはあまり、ちょっとは関係しますが、住民の意識ということが一番大事なかなと思いますので、町としてはあまり責任はありませんが、この投票率の低さ、三郷町はですよ、やっぱり近隣の町の方にも三郷町は低いなということでちょっと恥ずかしい思い、残念な思いをしております。

このことに関して、三郷町ではどのように投票率の低さを捉えておられますでしょうか。例えば、知事・県議選におきましては、全国も最下位を更新はしておりますが、奈良平均51.05%に対し、三郷町は50%を切っております。近隣の町、生駒郡、あと葛城郡は、上牧を除き50%台、中身はいろいろでございますが、そのことはまた後ほど申しますが、このことをどのように捉えておられますでしょうか。以前は、啓発として広報、車ですね、車で投票の呼びかけの車を回しておられたと思います。現在はしておられるかどうか。また、防災無線

での投票の呼びかけはされておりますでしょうか。この確認もあわせてお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、先山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

質問の中にもございましたとおり、先の統一地方選挙におきまして、4月12日には奈良県知事及び奈良県議会議員選挙が、また、4月26日には三郷町議会議員選挙が執行されました。各選挙での投票率を4年前の前回と今回とを比較いたしますと、県知事選挙では、前回は50.34%に対し今回は48.68%、県議会議員選挙では、前回50.28%が今回48.18%に、そして、町議会議員選挙でも、前回53.6%であったものが今回は50.83%と、いずれの選挙におきましても前回より投票率が低下をするというような結果となりました。今回の統一地方選挙に際しましては、町の広報紙で選挙期日や投票所の案内を、また、町ホームページでは、立候補者のウェブサイトのアドレスを含めた情報を掲載したほか、有権者の投票の機会を周知するため、期日前投票や郵便投票、滞在地投票、病院等での施設投票など、いわゆる不在者投票につきましても種々ご案内をさせていただいたところであります。

また、県知事選挙及び県議会議員選挙では、三郷町から奈良県内に転出された方には一定の要件のもとではございますけれども、当町で投票することとなりますことから、該当される方には個別に案内文書も発送し、投票所の間違いがないようにということ、また、投票の機会を失わないようにということで個別通知もさせていただいたところでございます。

加えまして、啓発活動といたしまして、明るく正しい選挙を推進するため、15名の委員から構成されております三郷町明るい選挙推進協議会を設置いただいております。県知事選挙及び県議会議員選挙前には、役場1階窓口で啓発物品を配布させていただいたり、また、町議会議員選挙前におきまして、4月23日は木曜日でしたが、午後5時30分から町内の駅前諸所におきまして街頭啓発も行っていただいたところでございます。

しかしながら、当町だけではなく、近年、国政選挙、また地方選挙を問わず、全国的に投票率の低下には歯どめがかかっていないというのが現状であり、啓発もさることながら、選挙に対する有権者の政治的関心を高めることが重要な課題

になっておるといふふうに考えるところでもございます。特に20代、30代での若年世代での投票率が他の年代と比較して特に低い傾向にあり、来年7月執行の参議院議員通常選挙からは、投票権が現行の二十から18歳に引き下げられる予定であることから、この若年世代に対しまして政治、選挙への関心を持っていただくことを特に重点課題とし、従来の方法にとらわれず、インターネット等もフルに活用し、創意工夫をして取り組む必要があると考えておるところでございます。

また、生駒郡4町におきましても投票率の低下は共通の課題でありますことから、郡内4町の選挙管理委員会の委員及び事務局等で構成をしております生駒郡選挙管理委員会連合会の会議や研修の場を最大限活用するとともに、他の自治体の先進事例や各種団体の成功事例等々も参考にしながら投票率向上に向けて今後も継続的に取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、選挙公報の周知手段として議員からご質問がいただきました広報車の巡回、また防災行政無線を通じての周知方法等々についての実施状況でございます。議員もおっしゃってられましたように、以前には広報車を使いまして町内を選挙がある旨、広報通知をして回ったというようなことも過去にはあったと聞いております。また、一部の自治体におきましては、選挙の投票を促す防災行政無線での放送もされている所があるというふうにも聞いてはおりますが、直近の、今申し上げた選挙等々では、実際に広報車の巡行はしておりませんし、防災行政無線での啓発も現在は行っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 今ほど部長がおっしゃられた生駒郡4町でも、ほかの3町も投票率は低下の傾向とおっしゃられましたが、その中でもご存知のように、平群は大方62%近いです。斑鳩も57.44、安堵町も60.76%。いろいろ、平群62.52%ですか、これぐらいだったら、まだ前回の三郷町の町議会選挙よりもまだいいんですね、それでも。いろいろと調べてみました。そしたら、原因もちょっとわかってきたんですね。ずっと調べていろいろと聞きましたら、ほとんどの町は防災無線で前もって呼びかけ、また、投票当日も行きましょうという呼びかけと、さらに街宣車、広報車を回しております。町によっていろいろなんです、午前中1時間半から2時間、午後からも同様に回っていると。中には

県関係、知事選とか県会の場合は県からのテープがありますね。それを流す。町議会選挙の場合は、どなたか職員が吹き込んだのを、テープを流すと。また、直接生声で声を発生する場合も、所も、時々ある所もありました。それで、とにかく平均で1時間以上、午前、午後に分けていい所は回っておられます。結構投票率、60パーを超えているのに、それもまた投票率を見ながら、投開票日に悪ければ、次回の選挙はさらに力を入れると、努力をするという町もございました。

それで、例えばですね、たくさんあるので言いませんが、この北葛城郡、生駒郡におきまして、投票率のいい所はそのように回っております。もちろん職員の業務もありますけれど、わずか数年の間に5日間、町議会選挙であればわずか5日間ですね。また、投開票日1日、都合6日、合計6日間、ほかの県知事選挙とか県会の場合、もうちょっとありますけれど、数年にわずか数日間のことでありますし、投票率はやっぱり上げるべきだと。そういうことでいろいろ皆さん努力、それぞれの管轄の課の方は努力されております。職員だけで交代で回られると、担当の職員が回られる、職員だけで回られるという所もありました。あと、明推協、明るい選挙推進協議会ですか、明推協の方が職員と1人同乗、または明推協の方が2人同乗とか、とにかくすごく回ってはります。やっぱり回れば効果が出ているということがわかりました。

例えば、郡の中のある町では、投開票日当日も物すごく回って、4時間回っている所もありましたね。とにかく告示日後、その日から回っている。投票日当日も行きましようかと回っている。というのは、私、ある住民から、三郷って選挙があるん、こういうことを言われる方が2、3人いてはりました。これはちょっと、これだけ選挙のときは、統一選挙はいろんなメディアでも騒いでいるんですから、もっと関心を持ってもらわなあかんですけども、そういう方もおられました。北葛も投票率、巡回している所はすごくよかったです。ある町、K町、こう言えばわかると思いますが、そこは三郷町と同様、ほぼ一緒の投票率なんですね。それで調べてみましたら、やっぱり車は回しておりません。1日30分だけ回すそうです。それは、防災無線の呼びかけをしているんですけども、それが聞こえない、届きにくい地区だけを回っているということでした。やっぱり町全体は回っておりませんでした。

そういうこともありますので、大変とは思いますが、また明推協の方の協力も得られれば一緒にまた町のほうもいろいろと創意工夫をしていただいて、今後の

選挙、来年からは18歳以上の方も参政権がありますので、投票率は若干は増えるかもしれませんがけれども、とにかく投票にできるだけ行っていただく、投票率を上げるということで、今後、よその他町の投票率のいい他町のように広報車を回していただけるかどうか、お答えいただきたいと思います。前向きな回答をいただいて、社交辞令、回答じゃなくて、それで前向きな回答をいただきましたら、これで私の質問は終わります。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 先山議員の再質問にお答えをしまいたいと思います。

投票率アップに向けての取り組みとして、防災行政無線及び広報車等での投票PRということで、おおむねこの2点に内容は集約されておったかと思えます。

先ほども私、回答させていただきましたが、過去には防災行政無線を通じまして投票を促す放送をしていた経緯がございます。それが今してないという経緯は、単に、もうやめたというのではなくて、昨年、デジタル化に変えたわけですが、それまでもアナログで町内各所に防災行政無線を設置し、放送を流してたわけですが、やはりお人によっては、設置の場所の近い所ではやかましいということで再三にわたって同じ内容を放送することもあります関係上か、大変苦情が多ございました。したがって、そういうことも勘案しながら選挙管理委員会とご相談を申し上げながら、あまりそういう苦情が多いのであればというようなことで防災行政無線での放送をやむなく中止をしたというような経緯があるようでございます。

また、広報車の巡回ということで議員もご質問の中でお調べをされたこと、ご報告を兼ねておっしゃっていただきました。議員おっしゃるように、斑鳩町さんでは明推協の委員さんもお協力をいただきながら、町職員も同行して町内を巡回でPRを回るといったようなことをされているということ、また、明推協の存在がない平群町さんでは職員が回っているというようなことも、議員おっしゃっていただいたとおり、私どももそういうふうに聞いております。ただ、三郷町の、これも事情を申し上げますと、三郷町には15名の明るい選挙推進協議会の委員の方々がおいでになりますが、期日前投票の立会人の中で明推協の委員さんに大変ご苦労をかけているという事実がございます。そういう立会人のお役目を果たしていただきながら、また町内の巡回といったようなこともあわせてお願いできるの

かどうなのか。また、平群町さんのように職員が回ればいいじゃないかというようなお考えもあろうかと思いますが、平群町の選挙管理委員会の辞令を受けている職員は15名ほどおるようでございます。三郷町の場合は、総務課の職員を主として現在7名で辞令が出ております。ただ、期日前の投票、今回もそうでしたが、期日前投票に関しては投票事務等で総務部の職員はそれぞれ応援をし合っておりますけれども、選挙管理委員会としての併任辞令を受けているのが総務課の職員だけでございますので、なかなか平群町さんのように、同じようにはなかなか対応し切れてないというのが現状かというふうに思います。

しかしながら、議員もご指摘のとおり、これでいいのか。投票率が下がってそのままでいいのか、放置していいのかというようなことではないというふうに私も考えてはおります。

したがって、議員おっしゃられるように、広報車の巡回が功を奏しているというようなこともお聞きをさせていただきましたし、また、それをどのように対応し得るのかということも含めて、これは選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会のほうにも、場合によればご協力を賜る必要もあろうかと思っておりますので、その辺は重々関係機関、団体と協議をさせていただきながら、前向きに検討はさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再々質問をされますか。

再々質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 前向きにというご回答でしたけれど、一言だけ言わせていただきたいと思えます。

防災無線は確かに近隣の方は、同じことばかり繰り返してやかましいとおっしゃられると思いますが、何回もしなくてもいいんですよ。1日1回か2回でも、時間を分けて、昼間ごろと夕方とかね。するとしないとは、選挙があるのかな、行かなあかんなどという意識も持たれる方も、それによって行かれることもあると思います。せやから、やかましいほど言わなくてもいいわけですから、迷惑がかかるほどね。それ、回数を減らしていただいて、1回、2回だったら、そんな、毎日毎日というわけではないし、わずか5日とか6日間のことですので、それぐらいは我慢していただけたらと思いますので、せやから、そういうことと、あと、職員の数が少ないと。また、明推協の方も忙しいのでなかなか協力もおっしゃ

いましたが、その中で創意工夫して、前向きに、できたらやっぱり午前と午後、せめて1時間ずつでも回るとか、よそは2時間、当日は4時間も回る所もありました。そこまでは言いませんが、せめて毎日朝と晩と1時間、三郷町は狭いですから、1時間、ぱーっと回ればかなり回れると思いますので、その程度のことはできる、無理じゃないと思いますので、無理かもしれない中で創意工夫していただいて、ぜひ前向きによろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤勇二） 回答は。

5番（先山哲子）（登壇） もういいです。

議長（伊藤勇二） 5番、先山哲子議員の質問は、以上をもって終結します。

兼平雄二郎議員。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 議長の許可をいただきまして、質問させていただきます。

空き家問題とその対策と有効活用。今までも何度かこの空き家問題については質問をさせていただきましたが、今回も特に、空き家問題には二つの側面があり、私は負の面、いわゆるマイナス面と、それから正の面、プラス面ということ言っているんですが、いわゆるマイナス面としては生活環境に危険を及ぼす有害な空き家ということです。本町でも今まで取り組んでいましたし、国においても今回、この5月26日実施で空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されます。その中で、本町で今まで取り組んできたことと今後の対応、具体的対応について教えてください。

もう1点は、これは実は私が今までも何度か主張してきたことですが、正の面、これをいかに有効活用ができないかということです。今回、また改めて、今までも前向きの答えはいただいているわけですが、改めて質問させていただいたのは、27年度予算で空き家バンク台帳の予算を組んでおられます。そのように多くの市町村で多くの有効活用事例がありますので、本町では住民の暮らしの種々の充実にいかなる有効活用を考えておられるのか、教えてください。

以上です。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 兼平議員のご質問にお答えいたします。2点のご質問をいただきました。

まず1点目の負の面とされご質問いただいている部分でございますが、ご質問にもございます空き家等対策の推進に関する特別措置法が本年5月26日に全面

施行されました。本特別措置法では、建物が傾くなどして倒壊のおそれがあったり、著しく景観を損なっていたりする家屋や、ごみが放置されていて衛生上有害になるおそれのある家屋などを特定空き家として判定し、所有者に撤去や修繕を指導、勧告、命令できるものとしております。また、命令違反には強制撤去も可能としているところでございます。

同様の施策として、当町ではこれに先立ちまして、平成26年度から空き家等の適正管理に関する条例及び危険老朽空き家対策補助金交付要綱を制定し、施行しているところです。本条例は、空き家の適正管理を図ることで倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、安心・安全なまちづくりの推進に寄与する目的としているものでございます。26年度には、住民等から22件の情報が寄せられ、それぞれ指導を行い、20件に対応していただいているところです。残る2件につきましては、継続して指導を行わせていただいているところです。

また、補助金交付要綱は、倒壊等の危険性の高い空き家等の解体または撤去を促すため、予算の範囲内で補助金を交付するもので、これまでの実績は1件でございます。

次に、2点目の正面とされご質問いただいている部分でございますが、当町では空き家の有効活用対策として26年度に定住化促進空き家活用補助金交付要綱を制定し、施行しているところです。これは、定住による地域の活性化を図るため、空き家を購入された方にリフォームに要した費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付するもので、26年度には1件の方にご活用いただきました。さらなる本施策の促進を図るため、27年度からは子ども加算、転入加算、この財政支援の改正を行ったところであります。また、町からも積極的に空き家の情報提供を行うことで、所有者と購入者との橋渡しができるよう、現在、空き家バンクを開設し、空き家情報の提供に向け、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） はい、再質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 再質問をさせていただきます。

特に特定空き家対策として、いわゆる条例をつくり、そして、例えば自治会とも協力しながら空き家の現状を把握され、そして、そういう補助金制度をつくりということところは、実は先日、県に行って奈良県全体の動向を伺ったときにも、三郷町はよく進んでいるのではないかというお褒めの言葉をいただいています。ただ、

確かにそういう、ある程度までは進んでいくんですけども、基本的な、最終的な空き家を取り壊すなり何なりを町の権限でするわけなので、持ち主との、いわゆるトラブルというか、その辺のどうできるのかなと。

と申しますのは、私、私の地区で下水道、公共下水道の推進というところで、全家庭につないでいただかないと今の、いわゆる浄化槽を埋め戻すことができないんですけども、今、3軒だけで困ってます。もう1年以上、あと3軒残っているんですね。こればかりは強制はできないわけですね。浄化槽を、ほかみんな400軒以上使っておったのが、今使わないから、はい、閉めてしまいますよということができないんですね。その3軒、あえて言わせていただきますと、やはり自治会に入っておられないのが2軒、それから引っ越してこられて5年ぐらいの方が1軒。いわゆる地域住民とのつながりが浅い場合、非常にそういう問題が出てくると。やっぱりここにも地域住民との行政、役場がする場合でも人間関係というものが出てくると思いますので、その辺を進めていく上において十分、私が今困っていることでもあるわけですが、別の件で配慮をしていただきたいと思います。

この面では、今の形で十分今言ったようなことに気をつけながらやっていただきたいと思っているんですけども、正の部分では、今、三郷町がやっていること以外にも県内にもいろんな例があります。これも以前から申し上げましたけども、田原本町とか五條とか、そういうところは、いわゆる「はならあと」といって、空き家を若い芸術家に貸して、そこで創作活動をする、そういうことをして活用しているとか、それから、これは部長もご存知だと思いますが、宇陀町の松山地区では古い空き家にある学者の本をそこへ持ってきて、学者って大体本をどこへ置くかで非常に困っているものですから、そこへ持ってきて、そこが一つのサロンのようになって勉強する場になったりとか、そういうふうなことをしているとか、そのほかにも東京の新大久保の、いわゆる暮らしの保健室の話とか、今井町の空き家バンクの取り組みとか、いろいろ申し上げさせていただいたと思いますが、そのあたり、町としてどう今後取り組んでいかれるのか。三郷町は、今言ったようなところとは必ずしも一致しないです。例えば、明日香では空き家を利用しての、いわゆる宿舎とか、そういうのをやっていますけど、即それが三郷町にできるとは思わないんですけども、そういういろんなことを参考にしながら、積極的に空き家活用をいかに進めていかれようとしているのか。

それともう1点、空き家バンクというのが名前だけあるんですけども、具体的にどんな調査をして、どういうことをしてというか、三郷町が今考えている仕組みですね。そういうものについて教えていただきたいと思います。

議長（伊藤勇二） 西村環境整備部長。

環境整備部長（西村敦司）（登壇） 兼平議員の再質問にお答えいたします。

質問内容は3点であったかなというふうに認識しました。

まず1点目の面として、地元で困っている事例をお話ししていただきました。町としては、先ほど説明しておりますように、取り組んで内容を継続していくということに尽きるかと思います。

次に、正の面です。正の面としてほかの地域の事例を紹介していただきました。それらの取り組みが当町に適しているのかというのは十分に検討しなければならないと思います。それぞれの地域が持っている歴史であるとか、環境であるとか、それらの背景によって空き家の活用方法というのは変わってくるんじゃないかなと思います。

3点目にあります空き家バンクですけども、近々のうちに空き家バンクも開設いたします。地域での活用も空き家の活用の一つだと思います。そのことについては従前からこの席でも答弁させていただいてますように、地域でまずもって考えていただく、このことがその事業を息の長い事業にできるものだと思っておりますので、空き家バンクを開設いたしますと、それぞれの地域で、どこに、どのような空き家があって、その所有者の方がどういった意向をお持ちであるのか、そういうことがわかってまいります。その上で、地域で考えていただきますと、行政としてお手伝いできることもありますので、せいぜい空き家バンクのほうをご活用いただきたいと、このように思います。

それから、空き家バンクですけども、空き家バンクのシステムといいますのは、15年度に空き家の調査を行いました。その資料をもとに、また新たな空き家も出てきておりますので、担当職員が現場を回りまして、空き家を確定いたしました。その空き家の所有者の方に空き家バンクに登録しないかというようなご案内を申し上げます。ご賛同いただく方には、所有者の方から賛同するよという回答書とともに、その家屋の情報、家屋の中にある設備の情報などを記載した登録カードというのを提出していただきます。その登録カードをもとにホームページなどでその空き家の情報を町が公開していく。そして、公開した内容を利用したい

方がありましたら、その利用したい方は町のほうに対してそのアクションを起こしていただいて、その所有者と具体的に話を詰めたいということになりましたら、所有者とその利用したい方とを結びつけるように、お互いにアクションを町のほうでとらせていただくというものでございます。

それで、その結果、交渉の結果を所有者の方から町のほうへ最終的には報告していただくわけですが、契約とか、そういったことには、町は介入いたしません。簡単な案内ではございますけども、6月号の広報、たしか2ページ目の所に空き家を活用してみませんかというようなご案内を差し上げておりますので、そちらのほうもご確認いただければなど、このように思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再々質問を許します。

4番（兼平雄二郎）（登壇） 最後、答えていただいた空き家バンクの制度について、システムその他についても、橿原市の今井町、そのほか、民間のそういう団体でいろいろと、NPO法人等でいろいろとそれを取り組んでおられますので、また互いに勉強していけたらなと思っております。

ただ、これは従来から私が申し上げていることなんですけども、空き家を活用しての有効活用というのでは、今回、国でも空き家再生などの推進事業、活用事業タイプ、社会資本整備、総合交付金などの、そういう制度ができていまして、その場合、例えば費用は、これはただこの図を見ているだけですが、国費が2分の1、地方公共団体が2分の1、そういう形でそういう空き家を活用できるというふうな、そういう資料もあります。

ただ、私は、この問題は、いわゆる環境整備部だけの問題としては従来から捉えておりません。空き家対策として危険空き家をなくしていくというのは、これは環境整備部の問題ですけども、よく私が言っていたサロンのようなものがあって、1階は10分か5分ぐらいで、あまり坂もないところにお年寄りが歩いてこられるような所があって、1階はいつでもお年寄りが自由に出入りしてお茶を飲み、2階に本とかそういうものを置いて、子どもがいつ来ても一緒に勉強したりとか、そういうスタッフをそろえておいてという、そういうのを今までも申し上げたと思うんですけども、それは、例えば介護予防という意味においては、これはまさに健康福祉部の問題であって、いかにお年寄りに来て登場していただくかということ、家から出ていただくかということですし、それから、子どもと地域の、私

もお年寄りですけども、交わるという意味では、これはまさに教育委員会の問題でもあって、さらにそういうことをするためには、やっぱり地域の中にきちりとした人間関係、まちづくりができていなければだめなので、そういう意味では総務部のまちづくりの問題じゃないかなというふうに思っております。

そのように総合的に絡み合ってくる問題ですので、それはやっぱり三郷町として一つの大きな目玉になる問題じゃないかなと思いますので、今までも前向きのご返事をいただいておりますけども、より一層、そのあたり、綿密な計画を立てていただいて、地域と結びついて進めていきたいということによりよろしくお願いいたします。

議長（伊藤勇二） 4番、兼平雄二郎議員の質問は、以上をもって終結します。

佐野英史議員、一問一答方式で行います。

佐野議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

1番目、共感を得るふるさと納税に向けてというテーマです。

三郷町でもふるさと納税の取り組みについては、徐々に取り組んでいます。期待以上かどうかわかりませんが、全国から反響が集められているみたいです。このふるさと納税という制度は、2008年から導入されておりまして、この背景というのは、若い方が大学、就職、進学のために地方を出ていく、そして、都市部に出ていくわけですけども、そのまま帰ってこないというケースが増えていきますので、どんどんと地方は寂れていって納税する方が減っていく。一方で、東京とか都市部に関しては潤沢に税収が集まっていくというところの格差を是正するという目的も兼ねて、都市部に出た方がふるさとに貢献をする、一つの寄附をする形でふるさとに貢献をするということを一つのアイデアにふるさと納税という制度が導入されたわけですけども、既に7年がたちまして、三郷町は取り組み始めたばかりなんですけども、既にこの制度自体が過渡期にあるというふうに言われています。

その一つの原因としましては、特に農林漁業が中心となっている地方自治体では、ふるさと納税の対価に地元の物産をおまけとして提供すると。そのおまけがどういう高価なものが対価としてもらえるかというふうな形で、そっちのほうばかりが注目をされて、本当におまけをどういうものを用意するのかというものが一つの頭を悩ませる原因にもなっていると。その一方で、かつてであれば純粋な

寄附というものがあつたんですけども、このふるさと納税制度を導入することによって税の控除を受けられるということで、有利なふるさと納税を選択するというケースが増えていると。それによって純粋な寄附が減っていているというふうな形もいわれています。

そういう意味では、これから三郷町としてもどういうふうな形でふるさと納税制度を実施していくのかということは考えていかなければならないんですけども、三郷町でも取り組みの中では、ふるさと納税の使い道を、福祉であるとか教育、あるいは町長の裁量に任せるという形で実際に選択制をとっています。私は、この一般質問を考えるきっかけとなったのが、2点ございまして、先の統一地方選挙でクラウドファンディングを利用して200万円の選挙資金を集めたという方がいらっしゃいました。私は、確かに制度上、そういうことも可能です。実際、クラウドファンディングを使わなくてもホームページ上に寄附口座を明示して政治献金を求めるという活動は盛んなんですけども、こういうクラウドファンディングでそういうこともできるんだと。今までクラウドファンディングというのは民間のとか、あるいは個人が取り組んでいくことなのかなと思ったときに、これは行政での取り組みもできるのではないかなというふうに思いました。

クラウドファンディングというものは、ただ単に寄附を集めるというのではなくて、個別具体的な目的を明示しまして、私はこういう事業の実現のためにお金が必要です、あるいは、こういう夢を持っていますので、どうか皆さん、共感される方は寄附をしてくださいという形で募っていくわけですけども、実際に日本では東日本大震災のときに被災をした企業や商店が、銀行からお金を借りれないということで、そういうクラウドファンディングを利用して復興のための設備費用とか運転資金を募集するというふうなことが言われておりました。昨今では条例で1%条例とか、市民活動支援条例という形で、納税者がみずからの税金の使い道の一部を指定するという活動がございました。現行の三郷町のふるさと納税につきましても、事前に福祉目的、あるいは教育目的、あるいは町長の裁量という形で、事前に大枠は提示されておりますので、そういう意味では1%条例とか市民活動支援条例の理念と重なる部分はあるのではないかなというふうに思いました。

2点目です。私がこの質問をすと思ったのは、今、行政を取り巻く中で自助、共助、公助ということが言われているんですけども、この実は自助、共助、公助

ということが言われているんですけども、実は境界が曖昧で、中には税金で行うべき事業ではないだろうというものも出てくると思います。それにつきましては、例えば市長や町長が自分の判断の中で、うちのまちではこういう事業を進めたい、こういう環境を整備していきたいというものがあれば、本来であれば税金で行わなくてもいい事業であっても税金を投入して施策を推進していくということもあるでしょう。また、財源が豊かな自治体であれば、税金でインセンティブを与えなくても税金を投入して施策を推進していくことができるんじゃないかというふうに思いました。

そういう意味では、これは税金を投入すべきかどうかと悩む部分というのが出てくると思います。でも、税金を投入すべきかどうかと悩む部分はあるんですけども、ここ、税金を投入して事業が進捗すればいいよねという部分はあるかと思えます。そういう意味では、クラウドファンディングのように、理念を明確にして、共感を得るような形でふるさと納税を集めることができればいいんじゃないかなと思いました。

具体的には、事前にお話をしたときも、教育環境の整備、あるいは文化財の補修等、具体的なテーマを挙げて、具体的に教育のためとか、福祉のためというんじゃないなくて、例えば、三郷町内にある歴史的建造物がもし何らかの形で毀損された。持ち主、県の補助等々だけではどうも補修がうまくいかないという場合に、三郷町がふるさと納税の中でテーマを決めて、文化財の補修に対してどうか皆さん、寄附をしていただけませんかとか、そういうふうな可能性があるのではないかなというふうに思いました。

そういう意味で、今回、共感を得るふるさと納税に向けてという形で質問させていただきます。現行の制度にプラスして、個別具体的に特定政策を目的に掲げてふるさと納税を集めるというお考えはあるかどうか、お聞きしたいと思います。以上。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、佐野議員の1問目のご質問にお答えをしてみたいと思います。

質問の中でも議員おっしゃってられましたように、ふるさと納税、当初は、今、議員もおっしゃってられたように、地元を離れられた方が地元を思う心から地元への寄附を促すということが本来の趣旨であったやに思います。特に九州方面で

は、福岡か佐賀でしたか、県が中心になって、東京、大阪方面に大きなポスターを掲示してふるさと納税を促進するというような取り組みがなされてたというように聞いておりましたが、いつの間にやら本来の趣旨がちょっと変わった方向になりまして、寄附が根もとなのか、お礼の品をいただくのが目的なのかというようなことで、昨今ではテレビで、1万円の品物を実質2,000円で手に入るみたいな、そういう本末転倒した周知の方法もあるやに思いますが、ただ、それであつたとしても、現在、日本全国でふるさと納税というのが、内容は遺憾であろうとも周知が広まっていて、取り組みがいろいろと展開されているというのが現状のようでございます。

そんな中、本町におきましても従前から寄附の受け入れ等は行っておりましたけども、税額控除や寄附をいただいた方に特産品の送付を行う、先ほど来申し上げているふるさと納税制度、これを昨年8月から本格的に正式な受け入れを開始させていただいたところでございます。本町のふるさと納税の特徴といえますか、内容といたしまして、ご寄附いただく方が寄附の申し込みをいただく際に、寄附金を社会福祉事業に使ったらいいのか、文化振興に使うのか、教育振興に使ってほしいのか、観光施設に整備として使ってほしいのか、いやいや、それ以外にも4事業に加えて町長にお任せするよというようなことで、この5つの活用方策を寄附される方にご選択をいただいて、寄附を申し出いただくというようなことにさせていただいております。

また、趣旨が違ふと言われるかもしれませんが、5,000円以上のご寄附をいただいた方には、三郷町がイメージキャラクターとして広めておりますたつたひめのイラストをプリントしましたエコバッグ、それから、三郷町の観光名所でございます信貴山のどか村の入園券をお届けさせていただいております。また、町外からの寄附も多々ございます。町外からの寄附をいただいた場合には、三郷町の特産品や観光名所を知っていただくというようなことの内容から、本町におきましても特産品や宿泊、会食等にご利用いただける割引券の中から、ご本人が、これがいいよという品物をご選択いただいて、それぞれに合った形でお送りをしているというのが現状でございます。

このような形でスタートいたしました三郷町版のふるさと基金、通称「ガンバレ三郷！応援寄附金」と称しておりますが、26年度の実績がまとまっておりまして、26年度、昨年8月からスタートしたわけですが、1年足らずの間

に全国各地から137名の方からご寄附をいただきました。寄附総額は132万8,000円でございます。

なお、ふるさと納税に関しまして、各自治体がさまざまに工夫を凝らして実施をされており、寄附金の額も年々増加をしているというのが現状でございます。また、本年4月からでございますけれども、5団体までの寄附であれば確定申告が不要となるワンストップ特例制度が導入されることによりまして、ふるさと納税の控除額の上限も拡大したこともあわせて、今後さらに、まだまだふるさと納税というのが国民全体の中へ関心が高まるのではないかというふうな状況も察知をしているところでございます。そんな中、三郷町といたしましても、ガンバレ三郷！応援寄附金を本格的に導入して間もないこと、また、ご寄附いただく際には寄附金の用途の選択を設定していることなどなどから、当面は寄附手続の簡素化、特産品の充実、またPR活動のさらなる充実というようなことで、このふるさと納税制度について随時改善を図りながら、今よりもより以上に三郷町を全国の方々に知っていただき、ご寄附いただけるような体制をとればなということ考えておるところでございます。

その一方、ご質問をいただいております中にありますように、各種団体の住民活動の支援に活用する、いわゆる1%条例と申しますか、こういうものを制定されている自治体もあるのかということで、寄せられた寄附金を活用する自治体の事例があるということも聞いております。また、自治体の特定の政策について、インターネットを通じて、その財源や活動資金を調達する制度、議員もおっしゃってられましたように、クラウドファンディングと呼ぶようでございますが、これを実施している自治体も一部にあるというふうに聞いております。具体例といたしましては、隣、大阪の泉佐野市でございますけれども、重要文化財である古民家でしょうね、奥家住宅というのがあるそうです。この民家を再生することを目的とするプロジェクト、また、広島県の神石高原町という町では、殺処分になりそうな犬を引き取って獣医師の診断やワクチンを接種した後、ドッグトレーナーによるしつけも行って新しい飼い主を探すということで、何年までには殺処分のそういうペットをなくすよという目的を持って、こういうプロジェクトを仕立て、その資金調達としてクラウドファンディングを展開されている自治体もあるやに聞いております。

しかしながら、調べていきますと、クラウドファンディングにつきましては、

ウェブサイト上での決済制度の構築や、またセキュリティ対策など、さまざまな初期投資と運用経費が必要となってまいりそうでございます。それらもあわせて、また、費用対効果の観点からも、現段階におきましては慎重な検討を要するものではないのかなということでも、三郷町ではそのように受け取っているところでございます。

いろいろと申し上げますが、以上のようなことから、議員よりいろんなご提案をいただいておりますけれども、当面は昨年から実施をしておりますガンバレ三郷！応援寄附金をより一層多くの方々に、全国津々浦々の方々に知っていただき、本町に対していただいた貴重な寄附金は、町政の各分野に最大限有効活用できるよう、創意工夫をしながら、これから先も運用をしてみたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 今の部長の答弁で、三郷町の当面の姿勢はよく理解できました。始めたばかりですので、今さら新しい施策を導入するということは難しい部分があると思うんですけども、私がこの質問を考えた背景の2点目として、自助、共助、公助の範囲というのが、境界が不明確であると。例えば私が以前、自治会長をしているときに、自治会でAEDを購入しようじゃないかということを一度提案しました。レンタルになるんですけど、大体30万ぐらいかかるそうです。万が一のために30万円もかけられるかという議論になりまして、結局は、それは総会で否決になったわけですけども、例えば、今でも美松ヶ丘自治会でも隣にありますグラウンドで活動をしている方が救急搬送されるということがありますし、実際私が選挙期間中でも東部自治会館の横のグラウンドで救急搬送される方がいらっしゃいました。そういう意味では、自治会館にAEDを設置するというのも一つの施策ではないかなと。ただ、それは自治会館ですので、本来は自助、共助の範囲に入ってくるものと思います。ただ、そこに対して行政が支援をしていくということができれば、もしかするともっと緊急な対応が取りやすくなるのではないかなということが一つ、頭に浮かびました。そういう意味では、税金で行うべき事業ではないだろうということについて、そういうふるさと納税、あるいは、を利用して多くの方に共感を得てもらうということは、活動は可能ではないかなというふうに思いましたので、そういうことを頭に置きながら、今後

の、現行のふるさと納税制度を活用しながら、例えば役場内で、こういうふるさと納税の募集の仕方、募り方もあるよねというものを並行しながら議論をしていただければと思います。

以上です。回答は、いいです。

議長（伊藤勇二） 1問目の質問は終了しました。

次に、2問目の質問に移ります。

6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、2問目の質問に移らせていただきます。

ICT環境の整備で行政サービスの可能性をという質問です。

この質問通告の中には、自治会や自治会館のICT化を、整備をしませんかという形です。以前も深木議員のほうから自治会館のほうにそういう双方向の通信設備で町とやりとりができるような、してはどうかという提案もございました。今回、私がまた改めてこういう質問をするというのは、4月に大阪のほうでバリアフリー展というのがございまして、そこである通信カラオケ事業者が、自社の通信カラオケを利用して、本来カラオケ業者ですからカラオケを配信するわけですけども、介護予防の体操とか、あるいはいろんな医師、そういう専門家の講座というものを通信で配信をしているということをお聞きしました。確かに今は民間の業者のほうでICT環境を整備しまして、すごいいろんなサービスを展開しております。そういう意味では、行政のほうで少しおくらしている部分があるのかなというふうに思いました。そういう通信カラオケの業者も、自治会館等にそういう自社の通信カラオケがあれば、こういう事業ができますよということを提案しておりまして、私の自治会でも通信カラオケは利用しているんですけど、その会社のものじゃなかったんですけども、例えば、自治会に社会福祉協議会とか、あるいは保健師さんが出向いて介護予防とか、あるいは講座をやるということがあるんですけども、もし自治会館にそういう双方向の環境があれば、本町にいながら複数の自治会を相手に介護予防講座というものを実施することができるのではないかなと。この双方向性というのは、ただ単に介護予防とか福祉分野だけでなく、例えば三郷町では定期的に、年に何回か教育講演会とか、あるいは防災講演会、あるいは敬老会という形で、皆さんをコミュニティセンターとか体育館に集めて事業を行うわけですけども、やはり足がないとか、あるいは、わざわざ行ってまでという方も多いと思います。そういう意味では、自治会館にそ

ういう双方向のICT環境が整備されれば、コミュニティセンターで行われている講演、あるいは事業、体育館で行われている事業等を同時で自治会館に配信をしていくということができるのではないかなというふうに思いました。

そういう意味では、本来、自治会のIT化というものは、本来自治会が予算を立てて整備、推進をしていくものでありますけども、もし自治会の取り組みを待っていれば、自治会によって早く整備ができる自治会、あるいは、なかなか整備をしない自治会というものが温度差が出てくるのではないかなと。そういう意味では、行政サービスの可能性を考えれば、町が積極的に自治会館に対してICT環境を整備していくということを進めていけば、そのインフラを利用しているような行政サービスの可能性というものが考えられるんじゃないかと思いましたので、今回質問いたしました。町の考えをお聞かせください。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、佐野議員の2問目にお答えをしてみたいと思います。

ICT、いわゆる情報通信技術が日々進展しつつある中、また、SNSと言われます人と人とのつながりを促進サポートするコミュニティー型のウェブサイトが普及している中にありまして、本町におきましてもホームページの公開だけでなく、昨年からはフェイスブックやツイッターを活用し、リアルタイムに町内外の皆様にお伝えをしたい内容を情報発信させていただいているところでございます。

しかしながら、情報通信技術の発展は、情報発信にとどまらず、学校・教育分野を初め、医療・健康分野、農業分野、防災分野、交通・観光分野など、多岐にわたる分野での活用もそれぞれ検討されており、既に幾つかの分野においてはICTを積極的に活用し、地域が抱える公共的な課題解決に役立っている事例も出てきているのが現状でございます。

そのような中、本町におけるICT推進の取り組みとして、本年度の新規事業、ICT総合推進事業に係る予算を計上させていただいたところは、議員もご承知のとおりでございます。本事業では、ICTを活用したまちづくりを推進していくため、豊富な知識や高い専門性を有する外部専門家、いわゆる民間ITコンサルタントを参画いただいて、本町の特性を考慮しつつ、数ある分野の中からICTを使ったどのようなサービス提供ができるのか、また、どのようなものがふさ

わしいのかということを検討し、次年度以降にその検討結果を具体化していきたいというのが今年度の事業でございます。

また、これ以外にも、ICTを活用いたしました取り組みとして国の地方創生先行型交付金、これを活用し、観光拠点であります信貴山地区を訪れる方々への情報提供の利便性を高めるため、無料公衆の無線LANとして観光Wi-Fiの設置を現在予定しております、完成すれば外国からの旅行者受け入れも考慮して、多国語対応の観光情報提供ウェブサイトの作成も予定をされているというふうに聞いておるところでございます。

さて、そのような中、議員よりご提案いただいております双方向での情報発信は、これまでのように一方的な情報提供ではなくて、相互に情報のやりとりをすることで時間、距離、場所を越えたコミュニケーションを可能にして、また、今までにない住民サービスを創造できるものということは十分に認識はしているところでございます。その一環として、議員から自治会、もしくは自治会館のICT環境整備に関するご質問で、自治会館に双方向のそういう通信設備と申しますか、設備機器の設置をというようなことであるわけでございますけれども、なかなか現在のところはそこまで考えが至っておらないというのが現状であります。その中で、議員も各自治会、もしくは、自治会館によって温度差があり、ばらつきがあってというようなことはあってはならないかというようなご質問もいただいたように思いますが、実際のところ、自治会館等は、その当該自治会が設置、運営をされているということで、これは図らずともやはり温度差というものはおのずと出てくるのではないかと。だから、その自治会が管理、運営をいただいている自治会館そのものに、例えば町が全ての自治会、統一的にそういうものを設置するというのが、本当にそれが今すぐに必要なのかどうなのかというのは検討が必要であろうかというふうにも思います。

また、先ほどのご質問の中にもありましたように、民間事業所がいろんな形の設備機器を今導入されております。一から町が導入を進めていくというのも一つの方法かもしれませんが、場合によりましたら、自治会が自治会の中でいろんなことをご検討いただく中でそういう民間事業所の提案も導入いただくというのも、これも一つの方法かというような形で、今現在におきましては議員のご提案をいただくような、町内各所にある自治会館にそういう双方向での設備機器を設置するというような考えは、今のところは持ち合わせておりません。

しかしながら、そうはいいまして、地域が抱える課題であります少子高齢化や防犯・防災対策、地域経済の活性化や地方創生等に対応するためには、今後ますますICTの利活用というのは重要になってくるということは十分に認識はしているところでございます。

また、国におきまして、地方創生に貢献するため、ICT活用策の一つとして、総務省からふるさとテレワーク推進事業というのが創設されておりまして、今制度を活用することで雇用創出にもつなげられるというようなことから、それらの制度もフルに活用しながら、本町におきまして多様な分野におけるICTの効果的な利活用の促進を今後も検討し、取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 今、部長から答弁がありましたように、今年の予算でもICT環境整備のために有識者の意見を聞きながら、三郷町としてどういうICT環境の整備が必要かどうかというのも計画をしていくということですので、その議論を見ていきたいと思えます。そうではありますけども、やはり町として積極的にICT環境を整備していくという姿勢を自治会等にも見せていただきたいなと思えます。そういう意味では、ICT環境がある中で行政サービスを考えるのと、ICT環境がない中で自治会等に対しての行政サービスを考えていくのは、多分スタートの段階が違いますので、インフラがある中でどういうサービスが自治会に対して提供できるのかという議論のほうが、もっと話が進みやすいと思えますので、できれば有識者会議の中でももう少し三郷町としても積極的にICT環境の整備を進めていただければと思えます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 2問目の質問は終了しました。

次に、3問目の質問に移ります。

6番、佐野英史議員。

6番（佐野英史）（登壇） では、3問目の質問をさせていただきます。

同じ町制50周年に関する事で、辰己議員のほうも同様の質問をしておりますので、手短かにさせていただきたいと思えます。

来年が三郷町、三郷村から三郷町になって50年という記念の節目の年になっ

ています。私は、この50周年という事業を、ただ単に一時的なお祭り、記念とするんじゃないかと考えています。三郷町は、ほぼ昭和40年代、50年代にかけて大きく発展をしてきた町でありまして、その50年の中で、おそらく30年前、40年前に三郷町に越してきた方が多いと思います。一方で、イーストヒルズに代表されます新興住宅、ここ5年、10年で開発されて入ってきた住民も多くいらっしゃいます。そういう意味では、新しく入ってきた方も、この町制50周年事業を通じて、町に対するアイデンティティーを持っていただくような取り組みができればなというふうに思っています。そういう意味では、3月の予算議会でも町制50周年に向けて町長のほうから熱意が語られました。実際に今年度予算の中でコミュニティセンターの椅子を改修するということで、来年の50周年に向けて取り組んでいくという事業も数点予算化されています。

そういうことを考えまして、今の現段階で三郷町として町制50周年に向けての計画の進捗状況をお聞きしたいと思います。進捗状況についてお話しください。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） それでは、佐野議員、3問目のご質問にお答えをしてみたいと思います。

ご質問の中でおっしゃってられますように、議員もご承知のとおり、それまでの三郷村から昭和41年4月1日に町制施行をし、新たに三郷町が誕生して、平成28年4月1日で町制施行50周年という大きな節目を迎えます。そこで、この大きな節目を契機として、これまで歩んできた変遷を振り返るとともに、今後、さらに発展、充実していく新たな出発点として町民の皆さんとともに祝い、また、未来に向けてさらに飛躍するため、平成28年度では多彩な事業を展開すべく、その準備を現在進めているところでございます。

具体的な動きといたしまして、本年3月でございますけれども、町関係部署による職員による調整確認会議というのを発足いたしました。50周年記念事業の方向性をその中で確認をするということをやっておるわけですが、これとともに、固定概念にとらわれず、柔軟な発想を期待して、若い職員を中心とした町制50周年記念事業検討委員会、こういうものも別建てで本年4月に立ち上げ、やわらかい頭によるアイデアをみんなが出し合って、町民の皆さんとともに楽しく、有意義に過ごしていただける事業を模索、検討している真っ最中でございます。

また、行政内部での検討にとどまらず、広く住民の皆さんにも参画いただいて、幅広いご意見も取り入れながら事業を展開できるように、今年中には住民の方々にご参加いただく実行委員会的なものも発足をしたいというふうには考えておりますが、まだ、もう少し先のことになるかと思えます。

実行委員会のメンバー等の構成につきましては、現在、まだ検討中ということで、町内の各団体や事業所にもご協力をいただき、事業展開できればなというふうに考えておりますので、各種団体の代表者や町内事業所の方々にも参画いただいて、広くご意見を賜りながら、本当に有意義で、後世にまで記憶に残るすばらしい50周年となるよう、事業展開を進めてまいりたいということで、現在の段階では具体的にこれをやるよ、あれをやるよというようなことの明言ができるような具体的な事業施策のご案内まではできる段階に至っていないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） はい、再質問を許します。

6番（佐野英史）（登壇） 今回の部長の答弁、よく理解できました。部長は謙遜的に、やわらかい頭でという形でおっしゃっていましたが、よく地域の活性化というのは、よそ者、若者、ばか者と言われておりますように、若い方にいろんな意見を出していただくことが地域の活性化につながるんじゃないかというふうに思いますので、今現在、三郷町ではそれ以外にも、50周年以外でも産官学連携という事業を進めておりますので、そういうものも利用して50周年事業がもっと盛り上がればと思います。

個別具体的な事業に対して、こういうことをやればいいんじゃないかということとは、私は差し控えますけども、今、特に地域の中でよく言われておりますのは、ゆるキャラ、そしてご当地グルメ、ストーリーですね。町にかかわるストーリー。私が5年ほど前に宮崎県のほうに調査委託を受けまして、地域活性化策の実態というのを調査に行ったことがあるんですけども、そのときは宮崎県庁に訪問させていただきまして、当時は東国原知事で、どういうふうな観光政策をやっているのかということ等をお聞きしたんですけども、当時、宮崎県では、新婚旅行先としての宮崎県を復活させるという意味で、知事が先頭に立って、県民の皆様はどういうところをデートしたのか、あるいは、プロポーズをした場所はどこかというふうなことを事前にお伺いをして、そういう声を集約して物語をつくっていく。

物語をつくって、知事の人脈を通じてドラマをつくって、テレビで放映するんだと。そうすると、宮崎県がもっと活性化していくというビジョンを描いて事業を進めていったわけですが、それはお蔵入りになったんですけども、今でも大河ドラマとか、朝の連続ドラマで舞台になれば、その地域が注目されるということもありますので、例えば、最近では合併を記念にNHKののど自慢を誘致するとか、そういうふうなことがありますので、ゆるキャラは三郷町には既に存在しています。ご当地グルメとかストーリーということも含めて地域の皆さんが三郷町をこういう町ですよということをほかの方に説明ができるように、私もよくほかの方にも説明するときには必ず言うのは、「三郷町ってどこなん」と聞かれると、斑鳩町の隣で、法隆寺のある斑鳩町の隣ですとか、あるいは、電車で言えば王寺駅の近くですよというような形で説明をしないといけない状態ですので、三郷町というのが奈良県のどこにあるのかということがわかるように、しっかりと町制50周年事業を通じて三郷町の売りというものを広げていただければと思います。

以上です。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 佐野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

いろいろとご提案をいただいたようでございます。先ほども申し上げましたように、固定概念にとらわれずということで、20代、30代の、職員として採用されてからあまり日のたっていない職員が中心になった職員で構成するような事業検討委員会ということで、おおむね若い職員が、いろんなことを今現在議論してくれているんだろうというふうに期待は私もさせていただいています。ただ、途中でいろんなことを聞きますと、ややもするといろんな口を出したくなるようなことになっていけませんので、ある程度事業がまとまった段階で、また今ご提案をいただいたような内容も含めて、また、いろんな提案がなされてくるんだろうと思いますので、それをしっかりと受けとめた中で三郷町をPRしていきたいというふうな形で思っております。

したがいまして、議員も私らよりは随分お若いですから、議員のほうもまたいろんなご提案があれば、また積極的に私らにご提案もいただければということをお願いをして、回答とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（伊藤勇二） はい、3問目の質問は終了しました。

続きまして、関連質問として8番、辰己圭一議員、再質問を許します。

8 番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、関連質問をさせていただきます。初回から佐野議員とかぶってしまいましたけども、それと、私が聞きたかった答えが結構出てますけども、一応、町制 50 周年について伺いたいと思いますけども、1 年を通して記念事業をされると思いますけども、どういった記念事業をやられるのか、これはさっきの質問にもあったと思うんですけども、例えば、記念事業を展開するに当たって、地元の商工会青年部や法隆寺青年会議所、また、PTA やボーイスカウトの団体、もしくは、一般の方を選出して記念事業委員会等に入らせていただくのか、それから、この団体らと協力して何か連携、協賛事業を行うのか、そのあたりはどうお考えなのか、お答え、お願いします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 辰己議員の関連質問にお答えをしてみたいと思います。

ご質問の内容が佐野議員と、先ほども議員おっしゃっておられたように、かなり重複するところがあって、お答えもかなり重複するかと思いますが、ご理解をいただきたいと思いますが、先ほど来申し上げてますように、現在、役場内部で、それもどちらかという若い職員でいろんなことを今意見を出し合っているということでの状況の報告は受けておりますけども、じゃ、どんなものが来年、あれとこれとこれをしようなんていうようなことでまとまって出てきたものというのは、今現在、私のほうにはまだ上がってきてないという状況であるということは、先ほど来ご案内させていただいているとおりでございます。

ただ基本的に、やはり年間を通じて、年に 28 年度、一つだけぼーんと事業をするというのではなくて、やっぱりいろんな方が、また、対象も、年齢があったり、地域性があったりするものもあるかと思いますが、そういう地域性や年齢が、どなたでもご参加いただけるものというのはなかなか難しい。そうなったときに、やはり高齢者向けのイベントがあったり、小さい子どもさん向けのイベントがあったりというようなのも必要ではないのかなということで私自身は今現在考えているところです。

それとあわせて、従前は実行委員会、各機関・団体の長の皆さん方に集まっていたいて、事務局がつくった案を来年こんなんでどうでしょうかというて、皆さんの賛同をいただきながらお声がけで実施するというようなことをやった経緯

もございますけども、昨今は、やはり参画をいただき、ご一緒になって何かお手伝いも含めてやっていただく、そんな中において、例えば、先ほども出てましたが、産官学という一つの団体がございます。いろんな取り組みもされています。また、今、議員おっしゃったように、商工会でありますとか、いろんな各団体があって、その中で我々も一緒にやるから一緒にしようよみたいなことも多分出てこようかと思えます。だから、そういうものも含めて実行委員会の中で参画をいただきながら、いろんなご意見を頂戴し、幅広く年齢、性別等にかかわらず皆さんが心から、よかったな、やってよかったなと言っていただけのような事業展開になればということで、今現在、種々検討しているということでご理解を頂戴できればというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤勇二） 再々質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） 答弁、ありがとうございました。地元の方たちを巻き込んで、楽しんでいただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いての関連質問でございますが、三郷町のイメージキャラクターでもありますたつたひめの徹底活用について、お伺いいたします。

三郷町内では、イメージキャラクターとしてかなり浸透してきておりますが、しかしながら、町外ではまだまだ認知度のほうは低いのが現状かなと思います。そこで、何か関連グッズ等の企画、販売などを考えておられるのか、また、50周年に向けてさらなるアピールのできる方法などの戦略をお持ちなのか、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 池田総務部長。

総務部長（池田朝博）（登壇） 辰己議員の再々質問にお答えをしまいたいと思います。

ご質問のイメージキャラクター、たつたひめの徹底活用についてでございますけども、議員もご承知のこととは存じますが、たつたひめと申しますのは、古代、崇神天皇の時代に創建されたと伝えられます、現在、立野南に建立された龍田大社におきまして、風と秋を司る姫神をモチーフにした想像上のキャラクターということで図案化されたものがございます。このたつたひめは、随分昔から地域住民ともえにしが深いということもあり、5年前に三郷町のイメージキャラクターとして誕生したもので、以来、町内外のイベントで多くの方々と触れ合う機会を

通じ、日ごと三郷町を代表するイメージキャラクターとして親しまれているというところでございます。

また、各種イベントでの着ぐるみによるたつたひめの活用以外にも、たつたひめをデザイン化した図案を町が使用する封筒や物品の所に印刷をしたりして、転用、活用している。また、議員にもお配りさせていただいたかもしれませんが、こういうピンバッジみたいなものもつくって、種々関係されている方々にもお届けをしているというような状況でございます。

なお、議員もご承知のとおり、5年前に作成いたしました着ぐるみのたつたひめでございますけども、出番が結構度重なることで、着ぐるみ自体に若干の損耗も生じておりますことから、現在の着ぐるみはデザイン性や体型バランスからも軽快な動きがどうもとりにくいというようなこともあるようでございます。そんな中におきまして、次年度の町制50周年になりますと、今よりもより以上に出場の機会といたしますか、出ていく機会が多分多くなると予想されることから、今年度におきまして、同じデザインで軽快な動きにも対応し得る新たな着ぐるみを制作していきたいということで、もう間もなく着手できる動きになっておろうかと聞いております。

また、着ぐるみの制作以外にも、たつたひめのデザイン画を現在、6パターン、事前に用意をしておるわけですが、昨今、特に若い世代の方を中心に普及が著しいスマートフォンアプリのLINE、このLINEのスタンプにもたつたひめがイメージとして活用できるようにというようなことで、多彩な画像パターンを現在作成しようということで動き出しているということでございます。これ以外にもいろんなところでまたたつたひめを活用はしていきたいと思っておりますし、隣の王寺町さんのゆるキャラの雪丸君は、かなりいろんなところに出ているということも聞いてはおるんですが、その反面、やはり結構お金も使ってもらえるというようなことも聞いておりますので、そんなことがどこまで本当にいいのかも含めて、ただ、そうかといいましても、費用ばかりをかけずにPRする方法もあるかと思っておりますので、有効、適切に普及、徹底を図れたらなというふうと考えているところでございます。

以上です。

議長（伊藤勇二） 8番、辰己圭一議員の質問は終了しました。

6番、佐野英史議員の質問と8番、辰己議員の関連質問は、以上をもって終結

します。

8 番、辰己圭一議員。

8 番（辰己圭一）（登壇） 続きまして、議長のお許しをいただきましたので、通告しましたとおり、二つ目の項目について一般質問をいたします。

9 月から運営される新給食センターと学校給食センターについて質問させていただきます。

先日、新給食センターのほうへ見学に行かせていただきましたけども、本当に素晴らしいセンターで、私自身、本当に驚きました。衛生管理も徹底されていて、さすが安全・安心をうたうだけのことはあるなとつくづく実感しました。

そこで、その新給食センターの調理などの業務を公募型プロポーザル方式によって受託事業者を選定されるということでございますけども、アレルギー対応調理室においてアレルギー対応食の責任者を置く受託事業者は、アレルギー対応給食を実施できるのか、それとまた、最大で何食まで対応可能なのか、お答えのほう、よろしく願いいたします。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。

辰己議員さんのご質問にお答えをいたします。

本年3月に竣工いたしました新給食センターでは、食物アレルギー対応を見据え、アレルギー専用の調理室を設置しており、食物アレルギー対応食の提供を9月2日から実施する予定でございます。

また、アレルギー対応食数につきましては、統計的に総配食数の1%から2%とされていることから、本町では約2,000食の2%、最大40食まで対応が可能としております。

そして、食物アレルギー対応食の提供は、子ども達の命に直接かかわるものであり、最善の注意を払う必要がございます。また、調理方法が従前のウエット方式からドライ方式に変わることにより、今まで以上に専門的なノウハウを必要とすることから、新給食センターの調理、配送につきましては、おっしゃっていただきましたように提案型によります民間の事業者へ委託をしたいということで実施しております。

学校給食におきましては、成長期にある子ども達の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向

上を図るものでございます。また、食事についての正しい理解と望ましい食事習慣を養う上で重要な役割も担っております。このことを踏まえ、今後もより安全で、安心なおいしい学校給食の提供ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） はい、再質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） 答弁、ありがとうございました。

続いて、それに関連した質問なんですけども、今現在、三郷町では食物アレルギーを持つ園児・児童・生徒は、何人くらいおられるのか、また、その中で、重度の食物アレルギーを持つ子どもはいらっしゃるのか。昨年の4月の調査では、学校全体で109名の食物アレルギーを持つ子どもがおられるということ聞いておりますけども、これは保護者からの申告数だということも聞いております。やはり数年前に比べると、年々増加の傾向にあるのでしょうか。お答え、お願いいたします。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 辰己議員さんの再質問にお答えいたします。

食物アレルギーを持つ園児・児童・生徒の現状でございますが、従来、保護者のほうから要望によりまして希望されておられます方につきましては、おっしゃっていただきましたように百数名おられました。今回、本年2月にもう一度、新給食センター開設に当たりまして詳細なアンケートを実施いたしました。その結果、食物アレルギーの対応希望者は、全体で1,837名に対しまして32名、約1.74%でございます。内訳といたしましては、南畑幼稚園で2名、三郷小学校で8名、三郷北小学校で10名、三郷中学校で12名でございます。以上の児童・生徒の今後につきましては、医師の診断書のもと、個別に対応を検討してまいりたいと考えております。全体的なアレルギーの対応者につきましては、前年からは減っておりますけれども増加傾向にあるのかなということでは感じております。

そして、このうち重度のアレルギー症を持つ、俗に言いますアナフィラキシー既往症がある児童・生徒でございますけれども、その内訳といたしましては、三郷小学校で1名、三郷北小学校では3名、三郷中学校では2名、合計6名の既往症の方がおられるのが今回の調査でわかりました。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） はい、再々質問を許します。

8番（辰己圭一）（登壇） ありがとうございます。

三郷町では、食物アレルギー対策として、2年前に、おそらく町立学校、小・中学校、そして保護者、栄養士の方、調理員等で構成する学校給食検討委員会等を設置されており、文部科学省の監修のもと、日本学校保健会が発行した、いわゆるガイドラインに基づいて組織的に対応を行っていると思いますが、そこでちょっとお伺いさせていただきます。

学校で万が一児童・生徒が重度の食物アレルギー、いわゆるアナフィラキシーショックを発生した場合、適切に対応できる緊急対応マニュアルは作成してあるのか、お答え、お願いいたします。

議長（伊藤勇二） 窪教育部長。

教育部長（窪 順司）（登壇） 失礼します。

辰己議員さんの再々質問にお答えをしてみたいと思います。

食物アレルギー発生時の緊急マニュアルでございますが、先ほどおっしゃっていただきました文部科学省によります学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが以前より各学校に配布されており、加えまして、本年3月に学校給食における食物アレルギー対応指針や、学校におけるアレルギー疾患対応DVDが配布されており、その指針に基づき対応しているところでございます。

また、各学校・園長や養護教諭、PTAなどで構成する三郷町立学校給食センター運営委員会におきましても、アレルギーに対する講習会などの研修を重ねているところでございます。

そして、緊急マニュアルにつきましては、個々に対応方法が異なり、対応も複雑化することから、本年度より新たに町費によるアレルギー対応の栄養士を1名、新たに雇用いたしましたところでございます。今後は、各学校教諭及び栄養士が個人面談を保護者と行い、個々に合ったマニュアルを作成してみたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

議長（伊藤勇二） 8番、辰己圭一議員の質問は、以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく
お願いいたします。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 2 時 4 2 分